

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく

高知県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

平成 21 年 3 月一部改正

平成 27 年 8 月 13 日一部改正

平成 27 年 11 月 24 日一部改正

平成 28 年 2 月 12 日一部改正

平成 28 年 6 月 24 日一部改正

高知県

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の背景と目的	1
1 計画の背景	
2 計画の目的	
第2節 計画の位置づけ等	1
1 計画の位置づけ	
2 計画期間	
3 耐震化の目標を設定する建築物について	
第3節 想定される地震の規模、被害の状況等	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
第1節 耐震化の現状	5
1 住宅	
2 多数の者が利用する建築物	
第2節 耐震改修等の目標の設定	7
1 住宅の目標	
2 多数の者が利用する建築物の目標	
第3節 公共的建築物の耐震化の目標	7
第4節 県有建築物の耐震化実施計画	9
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
第1節 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	10
1 県等の実施体制	
2 役割分担	
3 事業の実施方針	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	
第2節 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	14
1 県が実施する支援策	
2 市町村が実施する支援策	
第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	18
1 消費者への情報提供	
2 相談窓口の設置	
3 技術者育成	
第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	19
1 窓ガラスの落下防止対策	

2 大規模建築物における天井崩落対策	
3 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	
4 ブロック塀の倒壊対策	
第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	20
第6節 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	21
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び	
知識の普及に関する事項	22
第1節 地震防災マップの作成・公表	22
第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実	22
第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	22
1 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用	
2 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発	
第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	23
第5節 自主防災組織等との連携	23
第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての	
所管行政庁との連携に関する事項	24
第1節 耐震改修促進法による指導等の実施	24
1 指導、助言の方針	
2 指示の方針	
3 公表の方針	
第2節 建築基準法による勧告又は命令等の実施	25
第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
第1節 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項	26
1 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方	
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
5 建築基準法による勧告又は命令等の実施（所管行政庁のみ）	
6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
第2節 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	28
第3節 その他	28
1 地震保険の加入促進	
2 被災建築物応急危険度判定等の実施等	
3 その他	

補 章 平成25年11月25日施行の耐震改修促進法の改正への対応	30
第1節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に係る事項	30
1 指定の考え方	
2 指定建築物及び耐震診断結果の報告期限	
第2節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	40
1 指定の考え方	
2 指定道路及び耐震診断結果の報告期限	

補章 平成25年11月25日施行の耐震改修促進法の改正への対応

この章は、平成25年11月25日施行の法改正(以下、改正後の法律を「法」、改正前の法律を「旧法」と呼ぶ。)に対応するためのものである。

なお、第1～6章は、旧法に対応し、特段の支障がない限り効力を有するものとする。以降の記述は、法に対応するものとする。

第1節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に係る事項

1 指定の考え方

法第5条第3項第1号に基づき定める大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の拠点となる施設や避難所となる施設等(既存耐震不適格建築物であって耐震不明建築物であるものに限る)である。

具体的には、地域防災計画等に位置付けられた防災拠点で、①高知県道路啓開計画(※)の広域の防災拠点、②市町村災害対策本部庁舎、(以上は、報告期限までに建替えや耐震改修を終えた、または着手するものを除く)、③県の所管部局が早急に耐震化が必要とした建築物、④市町村が計画記載を要望する建築物、で意見聴取等条件の整ったものから指定を行うこととする。

※ 高知県道路啓開計画(暫定版)

南海トラフ地震発生直後には、揺れや津波により、各地で道路の寸断や情報の錯綜・断絶が発生し、負傷者の救助、救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出るものと想定される。高知県道路啓開計画は、事前に、優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や手順などを定め、これを関係機関が認識、共有することにより、地震発生後における早期の道路啓開を目指すものである。

高知県道路啓開計画(暫定版)は、市町村と県が連携して選定した「地域の防災拠点」1,192箇所のうちの優先順位が高い247箇所と、県が選定した「広域の防災拠点」35箇所の計282箇所について、啓開日数の算定を行ったものである。

2 指定建築物及び耐震診断結果の報告期限

まずは、表1-1に記載の建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定する。なお、①は該当建築物がなく、②は表1の市町村以外には該当建築物がない。

また、耐震診断結果の報告期限は、平成31年3月31日とする。

引き続いて、表1-1に記載以降、条件の整った表1-2に記載の建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定する。なお、全て④の建築物である。

また、表1-2に記載の建築物の耐震診断結果の報告期限は、平成32年3月31日とする。

表1-1

建築物の名称等	所在地
高知市立朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊 585 番地 1
高知市木村会館	高知市旭町三丁目 121
高知市役所本庁舎	高知市本町五丁目 1番 45 号
高知市役所南別館	高知市本町五丁目 6番 13 号
高知県立武道館	高知市丸ノ内 1丁目 8-3
安芸市役所東庁舎	安芸市矢ノ丸 1-4-40
安芸市役所北庁舎	安芸市矢ノ丸 1-4-40
高岡第一小学校①－5棟	土佐市高岡町乙 3440-1
土佐市役所本庁舎	土佐市高岡町甲 2017-1
土佐市役所西庁舎	土佐市高岡町甲 2017-1
土佐市役所北庁舎	土佐市高岡町甲 2112
土佐市いづみふれあいセンター	土佐市市野々 34-1
土佐市教育研究所	土佐市高岡町乙 225
高知県立青少年センター本館	香南市野市町西野 303-1
高知県立青少年センター宿泊棟	香南市野市町西野 303-1
中央公民館	四万十市右山五月町 8番 22 号
働く婦人の家	四万十市右山五月町 8番 32 号
幡多公設地方卸売市場	四万十市佐岡 499 番 1
馬路村就業改善センター	安芸郡馬路村大字馬路 443
大豊町役場庁舎	長岡郡大豊町高須 231 番地
吾北総合支所	吾川郡いの町上八川甲 1934
本川総合支所	吾川郡いの町長沢 123-12
仁淀消防組合消防本部	吾川郡いの町西町 1 番地
仁淀消防組合吾北分署	吾川郡いの町上八川甲 1934
野老野公民館	高岡郡中土佐町大野見野老野 507
竹原体育館	高岡郡中土佐町大野見竹原 689
大野見体育館	高岡郡中土佐町大野見吉野 232
久万秋公民館	高岡郡中土佐町大野見久万秋 231
神母野集落センター	高岡郡中土佐町大野見神母野 1025-1

下ル川集落センター	高岡郡中土佐町大野見下ル川 1435
瀬里集会所	高岡郡四万十町瀬里 53-2
弘瀬集会所	高岡郡四万十町弘瀬 459-3
下道集会所	高岡郡四万十町下道 38-2
里川入会林総合利用センター	高岡郡四万十町里川 544-3
昭和高齢者創作館	高岡郡四万十町昭和 532
平野集会所	高岡郡四万十町平野 417-7
作屋就業改善センター	高岡郡四万十町作屋 479-3
農村環境改善センター	高岡郡四万十町柳山町 571-7
「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療支援者支援マニュアル」に位置付けられ、平成 26 年 9 月 5 日付で計画記載の同意が得られた民間の病院	高知市内
「高知県災害時医療救護計画」に位置付けられ、平成 27 年 5 月 13 日付で計画記載の同意が得られた民間の病院	高知市内
高知市地域防災計画に位置付けられ、平成 27 年 4 月 23 日に計画記載の同意が得られた民間の貸しビル	高知市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内

得られた民間の集会所	
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 20 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 22 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 30 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 5 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 5 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 5 月 12 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 5 月 25 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 5 月 28 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内

香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成 26 年 9 月 18 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内

四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
災害時等における施設利用の協力に関する協定を市町村と締結し、平成27年3月17日に計画記載の同意が得られた民間の宿泊施設	黒潮町内

表1－2

建築物の名称等	所在地
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年8月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内

が得られた民間の集会所	
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 13 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 13 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 13 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 13 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 14 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 14 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 23 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 23 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内

香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 27 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 30 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 8 月 28 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 9 月 4 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 9 月 14 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 10 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 10 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 7 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 16 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 26 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
土佐市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 12 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	土佐市内
土佐市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 12 月 25 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	土佐市内
北川村地域防災計画に位置付けられ、平成 27 年 12 月 25 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	北川村内
北川村地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 12 月 25 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	北川村内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成	大豊町内

27年12月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成27年12月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月14日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成27年8月5日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成27年8月5日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
梼原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梼原町内
梼原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梼原町内
梼原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梼原町内

第2節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

1 指定の考え方

法第5条第3項第2号に基づく地震時に通行を確保すべき道路は、地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することを目的とし、高知県道路啓開計画のルートを踏まえ、

- ・広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路
 - ・県外からの救援ルートとなる国道
 - ・総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路
- のうち、必要な道路を指定することとする。

ただし、以下に示すケースなどにより指定する道路が確定しない場合は確定してから指定することとする。

- (1)報告期限までに、接続する防災拠点の移転設計等に着手する場合

- (2)報告期限までに、バイパスが開通すると見込まれる場合
- (3)防災拠点が長期浸水エリア内にあるなど、国道と防災拠点を結ぶルートを特定できない場合
- (4)報告期限までに、沿道建築物の除却が見込まれる道路拡幅工事等の着手が予定されている場合

また、高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路(須崎道路、窪川佐賀道路、中村宿毛道路など)、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路は、原則として指定しないこととする。

さらに、当該道路に高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路が並走しており、当該道路の部分の代替機能を果たす場合は、原則として当該道路の部分は指定しないこととする。

2 指定道路及び耐震診断結果の報告期限

まずは、平成26年度に調査を終えた道路(26年度調査道路:広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路、県外からの救援ルートとなる2桁国道)のうち、次の道路(表2-1、図2-1参照)を指定する。

引き続いて、平成26年度に調査を終えた道路のうち、次の道路(表2-2、図2-2参照)を指定する。

また、指定された道路に接する敷地内の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)(※)の耐震診断結果の報告期限は、平成31年3月31日とする。

さらに、引き続いて、平成27年度に調査を終えた道路(27年度調査道路:県外からの救援ルートとなる3桁国道、総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路等)のうち、次の道路(表2-3、図2-3参照)を指定する。

また、表2-3、図2-3に記載の、指定された道路に接する敷地内の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)(※)の耐震診断結果の報告期限は、平成32年3月31日とする。

※ 通行障害既存耐震不適格建築物の高さ要件のイメージ

図1のように、45°で見上げた線にかかる建築物が該当する。この場合、45°で見上げる線は、⑦建築物の敷地が道路と同じ高さか道路より低い場合は道路の高さから、⑧建築物の敷地が道路より高い場合は道路を敷地の高さまで上げた地点から引くこととする。

図 1

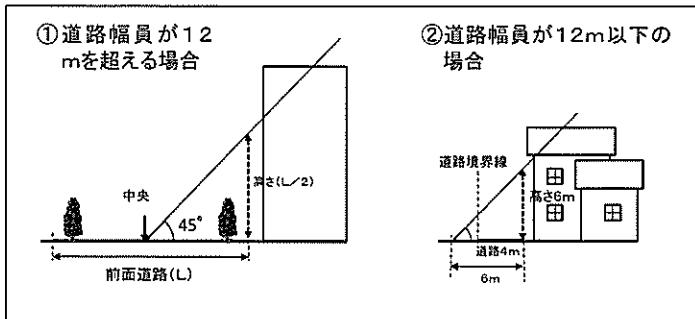


表 2-1

路線名	区間
国道33号	升形交差点～仁淀川町橋(橋防災事業の起点) (いの町枝川の高知西バイパスとの交差点～同波川の県道39号土佐伊野線との交差点を除く)
県道38号高知土佐線	国道33号との交差点～国立病院機構高知病院
県道302号長者佐川線	国道33号との交差点～町道青去2号線との交差点
佐川町道青去2号線	県道302号長者佐川線との交差点～高北病院

表 2-2

路線名	区間
国道32号	南国IC～高知市介良の国道55号との交差点
県道384号北本町領石線	県道256号久礼田笠ノ川線との交差点～南国市道南国122号線との交差点
南国市道南国122号線	県道384号北本町領石線との交差点～高知大学医学部
県道376号高知南インターライン	高知南IC～高知新港入口
県道14号春野赤岡線	高知新港入口～県道35号桂浜宝永線との交差点
県道35号桂浜宝永線	県道14号春野赤岡線との交差点～県道278号弘岡下種崎線との交差点
県道278号弘岡下種崎線	県道35号桂浜宝永線との交差点～高知市道三里347号線との交差点
高知市道三里347号線	県道278号弘岡下種崎線との交差点～海里マリン病院
国道55号(一般国道の自動車専用道路以外のもの)	高知市介良の国道32号との交差点～東洋町 徳島県境(香南のいちIC～芸西西IC、芸西村道江尻線との交差点～県道216号羽尾琴浜線との交差点、県道12号安田東洋線との交差点～県道20

	6号西谷田野線との交差点、田野病院前～国道493号との交差点、室戸市道羽根本線との西側交差点～室戸市道羽根本線との東側交差点、農免崎山傍土線との交差点～室戸市道岩戸元線との交差点を除く)
県道45号南国インター線	国道55号との交差点～南国市道旧農協病院線との交差点
南国市道旧農協病院線	県道45号南国インター線との交差点～中央東土木事務所
県道13号高知空港線	国道55号との交差点～高知龍馬空港
県道240号遠崎野市線	国道55号との交差点～県道234号土佐山田野市線との交差点
県道234号土佐山田野市線	県道240号遠崎野市線との交差点～高知県立青少年センター
香南市道馬袋線	国道55号との交差点～香南市道野地横井線との交差点
香南市道野地横井線	香南市道馬袋線との交差点～県道231号山川野市線との交差点
県道231号山川野市線	香南市道野地横井線との交差点～野市中央病院
安芸市道妙見刑部線	国道55号との交差点～安芸市総合運動場
県道29号安芸物部線	国道55号との交差点～あき総合病院
県道202号椎名室戸線	国道55号との西側交差点～室戸市道室戸広域公園線との交差点
室戸市道室戸広域公園線	県道202号椎名室戸線との交差点～室戸広域公園
国道56号(窪川佐賀道路、中村宿毛道路以外のもの)	県道36号高知南環状線との交差点～土佐IC、四万十町中央IC～宿毛市 愛媛県境(国道321号との交差点～宿毛市道大道車岡線との交差点、平田IC～宿毛市与市明トンネル南側坑口を除く)
県道36号高知南環状線	高知市春野町広岡中の国道56号との交差点～春野総合運動公園(高知市道春野町511号線との交差点～県道37号高知春野線との交差点を除く)
四万十町道山手線	国道56号との交差点～四万十町根元原の県道19号窪川船戸線との交差点、四万十町北琴平町の県道19号窪川船戸線との交差点～四万十町道宮ノ越線との交差点
県道19号窪川船戸線	四万十町根元原の四万十町道山手線との交差点～四万十町北琴平町の四万十町道山手線との交差点
四万十町道宮ノ越線	四万十町道山手線～四万十町道香月が丘西本通線との交差点
四万十町道香月が丘西本通線	四万十町道宮ノ越線との交差点～四万十町四万十緑林公園
県道325号上ノ加江窪川線	国道56号との交差点～くぼかわ病院

四万十市道古津賀中央線	国道56号との交差点～幡多土木事務所
国道439号	国道56号との交差点～四万十市道旭通線との交差点
四万十市道旭通線	国道439号との交差点～四万十市民病院
宿毛市道大道車岡線	国道56号との交差点～幡多けんみん病院
県道353号橋上平田線	国道56号との交差点～宿毛市総合運動公園
国道321号	国道56号との交差点～土佐清水総合公園(土佐清水市道小方長野線との交差点～県道21号土佐清水宿毛線との交差点、土佐清水市道鍵掛灘山線との北側交差点～土佐清水市道鍵掛灘山線との南側交差点を除く)

表2－3

路線名	区間
国道195号(あけぼの街道)	国道195号(あけぼの街道)の高知市と南国市の市境～県道31号前浜植野線との交差点
県道31号前浜植野線	国道195号(あけぼの街道)との交差点～香美市道楠目1号線との交差点
香美市道楠目1号線	県道31号前浜植野線との交差点～国道195号との交差点
国道195号	香美市道楠目1号線との交差点～香美市 徳島県境
県道256号久礼田笠ノ川線	国道32号の交差点～県道384号北本町領石線との交差点
県道31号前浜植野線	国道32号との交差点(道の駅 南国風良里)～南国市道双葉台植野線との交差点
南国市道双葉台植野線	県道31号前浜植野線との交差点～南国市道螢が丘1号線との交差点
南国市道螢が丘1号線	南国市道双葉台植野線との交差点～株式会社アステイズ
南国市道南国129号線	国道55号との交差点～南国市道市役所東工業線との交差点
南国市道市役所東工業線	南国市道南国129号線との交差点～南国市道稻吉1号線との交差点
南国市道稻吉1号線	南国市道市役所東工業線との交差点～南国市役所
南国広域農道	国道55号との交差点～県道14号春野赤岡線との交差点
県道14号春野赤岡線	南国広域農道との交差点～南国市道久枝十市線との交差点
南国市道久枝十市線	県道14号春野赤岡線との交差点～南国市と高知市の市境
県道14号春野赤岡線(旧道)	南国市と高知市の市境～県道14号春野赤岡線(現道)との交差点(高知市池)

県道14号春野赤岡線 (現道)	県道14号春野赤岡線(旧道)との交差点(高知市池)～高知新港入口
県道234号土佐山田野市線	高知県立青少年センター～香美市役所本庁舎
香南市道坂本父養寺線	高知県立青少年センター～県道22号龍河洞公園線との交差点
県道22号龍河洞公園線	香南市道坂本父養寺線との交差点～香南市役所本庁舎
香南市道野地中ノ村線	香南市道野地横井線との交差点～香南市道岩田ヤシキ中ノ村線との交差点
香南市道岩田ヤシキ中ノ村線	香南市道野地中ノ村線との交差点～県道30号香北赤岡線との交差点
県道30号香北赤岡線	香南市道野地中ノ村線との交差点～県道230号稗地中村線との交差点
県道230号稗地中村線	県道30号香北赤岡線との交差点～県道221号奥西川岸本線との交差点
県道221号奥西川岸本線	県道230号稗地中村線との交差点～陸上自衛隊高知駐屯地
国道55号	芸西西IC～芸西村道江尻線との交差点
芸西村道江尻線	国道55号との交差点～芸西村道西分線との交差点
芸西村道西分線	芸西村道江尻線との交差点～芸西村道桜ヶ池線との交差点
芸西村道桜ヶ池線	芸西村道西分線との交差点～県道216号羽尾琴浜線との交差点
県道216号羽尾琴浜線	芸西村道桜ヶ池線との交差点～国道55号の交差点
安田町道安田隆見線	国道55号との交差点～安田町役場
県道12号安田東洋線	国道55号との交差点～馬路村道五味有ノ木線との交差点
馬路村道五味有ノ木線	県道12号安田東洋線との交差点～馬路村役場
安田町道東西島線	県道12号安田東洋線との交差点～安田町道東島与床線との交差点
安田町道東島与床線	安田町道東西島線との交差点～安田町道西ノ久保野田川線との交差点
安田町道西ノ久保野田川線	安田町道東島与床線との交差点～安田町道沖ノ沢線との交差点
安田町道沖ノ沢線	安田町道西ノ久保野田川線との交差点～安田町道沖ノ沢薬師堂線との交差点
安田町道沖ノ沢薬師堂線	安田町道沖ノ沢線との交差点～広域農道東島線との交差点
広域農道東島線	安田町道沖ノ沢薬師堂線との交差点～田野町道立岡桃山線との

	交差点
田野町道立岡桃山線	広域農道東島線との交差点～県道206号西谷田野線との交差点
県道206号西谷田野線	田野町道立岡桃山線との交差点～国道55号との交差点
田野町道中央線	国道55号との交差点～田野町役場
県道206号西谷田野線	田野町道立岡桃山線との交差点～農道野友加茂線との交差点
農道野友加茂線	県道206号西谷田野線との交差点～国道493号との交差点
国道493号	農道野友加茂線との交差点～北川村道東野友線との交差点
北川村道東野友線	国道493号の交差点～北川村役場
国道493号	北川村道東野友線との交差点～野友IC、北川奈半利道路との交差点～国道55号との交差点
奈半利町道役場前線	国道55号との交差点～奈半利町役場
室戸市道羽根本線	国道55号との西側交差点～国道55号との東側交差点
農免崎山傍士線	国道55号との交差点～室戸市道向江自然の家線との交差点
室戸市道向江自然の家線	農免崎山傍士線との交差点～室戸市道岩戸元線との交差点
室戸市道岩戸元線	室戸市道向江自然の家線との交差点～国道55号の交差点
県道202号椎名室戸線	室戸市道室戸広域公園線との交差点～国道55号との東側交差点
東洋町道生見10号線	国道55号との交差点～東洋町役場
県道44号高知北環状線	国道33号との交差点(高知市西塚ノ原)～高知赤十字病院(平成31年度移転予定先)
国道33号	升形交差点～グランド通交差点
高知市道高知街12号線	国道33号との交差点(グランド通)～高知市道高知街2号線の交差点
高知市道高知街2号線	高知市道高知街12号線との交差点～高知県庁本庁舎
高知市道高知街2号線	高知市道高知街12号線との交差点～高知市道高知街10号線との交差点
高知市道高知街10号線	高知市道高知街2号線の交差点～高知市道高知街8号線の交差点
高知市道高知街8号線	高知市道高知街10号線との交差点～高知市道高知街86号線との交差点
高知市道高知街86号線	高知市道高知街8号線との交差点～高知県警察本部
高知市道春野町511号線	県道36号高知南環状線との交差点～高知市道春野町594号線との交差点
高知市道春野町594号線	高知市道春野町511号線との交差点～農道大津鷺尾線との交差点

農道大津鷲尾線	高知市道春野594号線との交差点～県道37号高知春野線との交差点
県道37号高知春野線	農道大津鷲尾線との交差点～県道36号高知南環状線との交差点
国道439号	大豊IC～国道32号との交差点(大豊町高須)
国道32号	国道439号との交差点(大豊町高須)～大豊町役場
国道439号	大豊IC～本山町道本山中央線との交差点
本山町道本山中央線	国道439号との交差点～本山町道横町通り線との交差点
本山町道横町通り線	本山町道本山中央線との交差点～本山町役場
国道439号	本山町道本山中央線との交差点～土佐町道中村線との交差点
土佐町道中村線	国道439号との交差点～土佐町役場
いの町道諸枝是友線	是友IC～いの町道ヒズメ線との交差点
いの町道ヒズメ線	いの町道諸枝是友線との交差点～伊野合同庁舎
いの町道中沢搭ノ向線	いの町道諸枝是友線との交差点～仁淀病院
いの町道中沢塔ノ向線	仁淀病院～国道33号との交差点
国道33号	いの町道中沢塔ノ向線との交差点～県道33号南国伊野線との交差点
県道33号南国伊野線	国道33号との交差点～いの町道本町線との交差点
いの町道本町線	県道33号南国伊野線～いの町役場本庁舎
国道33号	国道194号との交差点～県道39号土佐伊野線との交差点
国道194号	国道33号との交差点～いの町 愛媛県境
県道17号本川大杉線	国道194号との交差点～大川村役場
県道39号土佐伊野線	鎌田IC～国道33号との交差点
県道302号長者佐川線	国道33号との交差点～佐川町道東町松崎線との交差点
佐川町道東町松崎線	県道302号長者佐川線との交差点～佐川町役場
県道298号下山越知線	国道33号との交差点～越知町道中央線との交差点
越知町道中央線	県道298号下山越知線との交差点～越知町道下川窪役場前線との交差点
越知町道下川窪役場前線	越知町道中央線との交差点～越知町役場
国道56号	土佐IC～県道39号土佐伊野線との西側交差点
県道39号土佐伊野線	国道56号との西側交差点～土佐市道市民病院前線との交差点
土佐市道市民病院前線	県道39号土佐伊野線との交差点～土佐市防災センター
土佐市道市民病院前線	土佐市防災センター～土佐市民病院
国道56号	城山トンネル東側坑口～須崎市池山の県道388号吾井郷下分線との交差点(道の駅 かわうその里すさき)

県道388号吾井郷下分線	国道56号との交差点(道の駅 かわうその里すさき)～須崎市役所
国道56号	須崎西IC～県道388号吾井郷下分線との交差点
県道388号吾井郷下分線	国道56号との交差点～須崎市道浜町西町3号線との交差点
須崎市道浜町西町3号線	県道388号吾井郷下分線との交差点～須崎市道中町1号線との交差点
須崎市道中町1号線	須崎市道浜町西町3号線との交差点～須崎市道横町中町線との交差点
須崎市道横町中町線	須崎市道中町1号線との交差点～県道310号須崎停車場線との交差点
県道310号須崎停車場線	須崎市道横町中町線との交差点～高陵病院
県道310号須崎停車場線	高陵病院～須崎第二総合庁舎
国道197号	国道56号との交差点～梼原町 愛媛県境
国道440号	国道197号との交差点～梼原町 愛媛県境
梼原町道町西路線	国道440号との交差点～梼原町総合庁舎
四万十町道高校線	四万十町道宮ノ越線との交差点～県立窪川高等学校
四万十町道宮ノ越線	四万十町道香月が丘西本通線との交差点～県道19号窪川船戸線との交差点
県道19号窪川船戸線	四万十町道宮ノ越線との交差点～四万十町役場
国道381号	国道56号との交差点～四万十市 愛媛県境
国道441号	国道439号との交差点～国道381号との交差点
四万十市道堤防廻り線	県道333号安並佐岡線との交差点～国道439号との交差点
県道333号安並佐岡線	四万十市道堤防廻り線との交差点～国道439号との交差点
国道439号	県道333号安並佐岡線との交差点～県道330号中村下ノ加江線との交差点
県道330号中村下ノ加江線	国道439号との交差点～四万十市役所本庁舎
土佐清水市道船場長野線	国道321号との交差点～県道21号土佐清水宿毛線との交差点
県道21号土佐清水宿毛線	土佐清水市道船場長野線との交差点～国道321号との交差点
土佐清水市道鍵掛灘山	国道321号との北側交差点～国道321号との南側交差点

線	
都市計画道路大通線	国道321号との交差点～区画道路5号線との交差点
区画道路5号線	都市計画道路大通線との交差点～土佐清水市道清水山手1号線との交差点
土佐清水市道清水山手1号線	区画道路5号線との交差点～渭南病院
都市計画道路中央通線	都市計画道路大通線との交差点～土佐清水市道天神町4号線との交差点
土佐清水市道天神町4号線	都市計画道路中央通線との交差点～土佐清水市役所
国道56号	宿毛IC～新宿毛大橋東詰
国道56号	平田IC～県道21号土佐清水宿毛線との交差点
県道21号土佐清水宿毛線との交差点	国道56号との交差点～三原村道来栖野線との交差点
三原村道来栖野線	県道21号土佐清水宿毛線との交差点～三原村役場
県道46号中村宿毛線	県道21号土佐清水宿毛線との交差点～県道344号宗呂中村線との交差点
県道344号宗呂中村線	県道46号中村宿毛線との交差点～県道28号宿毛宗呂下川口線との交差点
県道28号宿毛宗呂下川口線	県道344号宗呂中村線との交差点～宿毛市道添ノ川線との交差点
宿毛市道添ノ川線	県道28号宿毛宗呂下川口線との交差点～宿毛市と大月町の境
大月町道添ノ川線	宿毛市と大月町の境～農道弘見添ノ川線との交差点
農道弘見添ノ川線	大月町道添ノ川線との交差点～国道321号との交差点
国道321号	農道弘見添ノ川線との交差点～大月町道弘見中学校前線との交差点
大月町道弘見中学校前線	国道321号との交差点～大月町役場

※ 表2-1、表2-2、表2-3の区間欄の表示は道路法に基づく路線の起終点の考え方には係らず、国道の県庁前交差点(若しくはこれに最も近い交差点)を起点とし、広域の防災拠点または県境を終点とする考え方に基づいて行った。

図2-1
国道33号

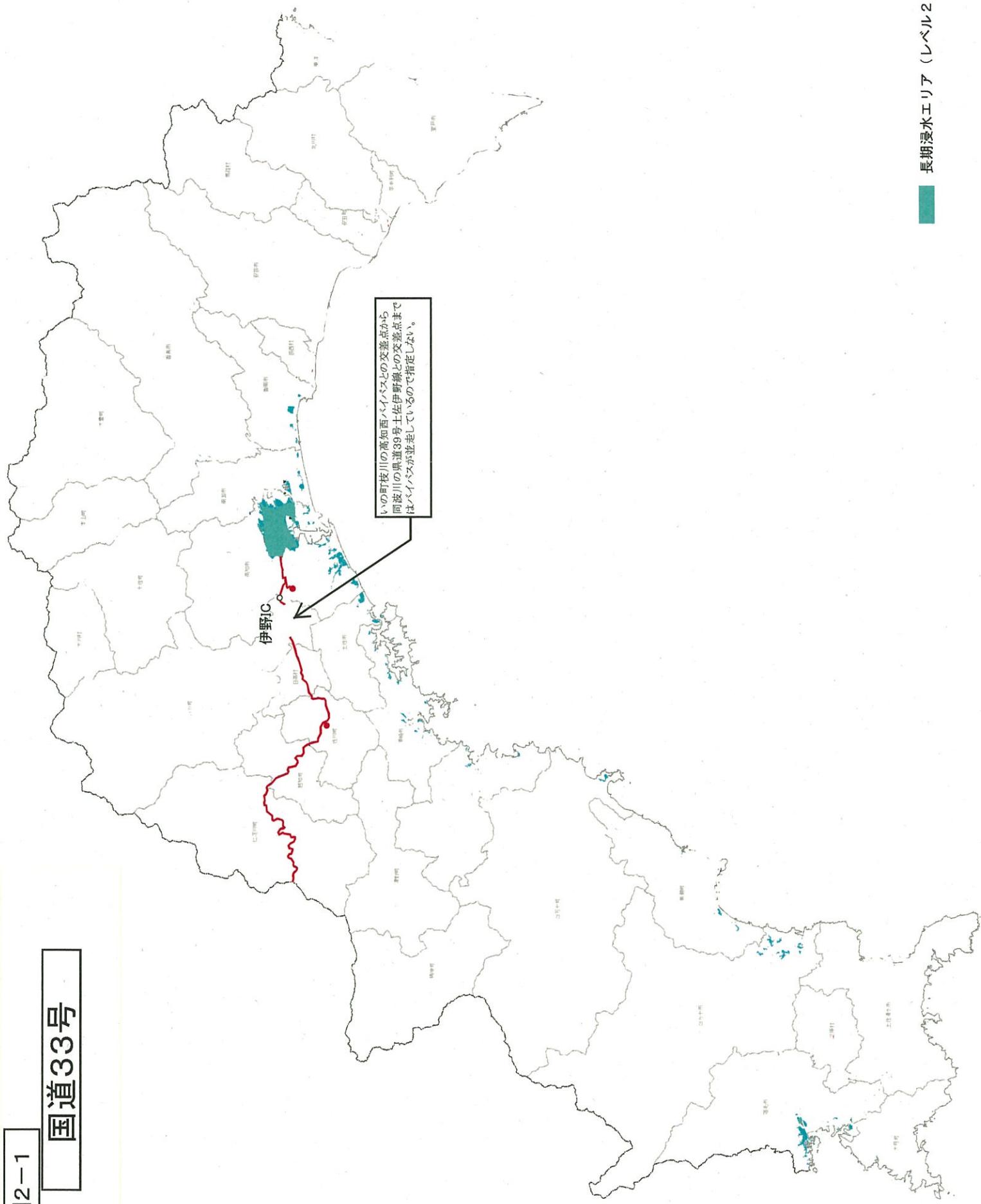
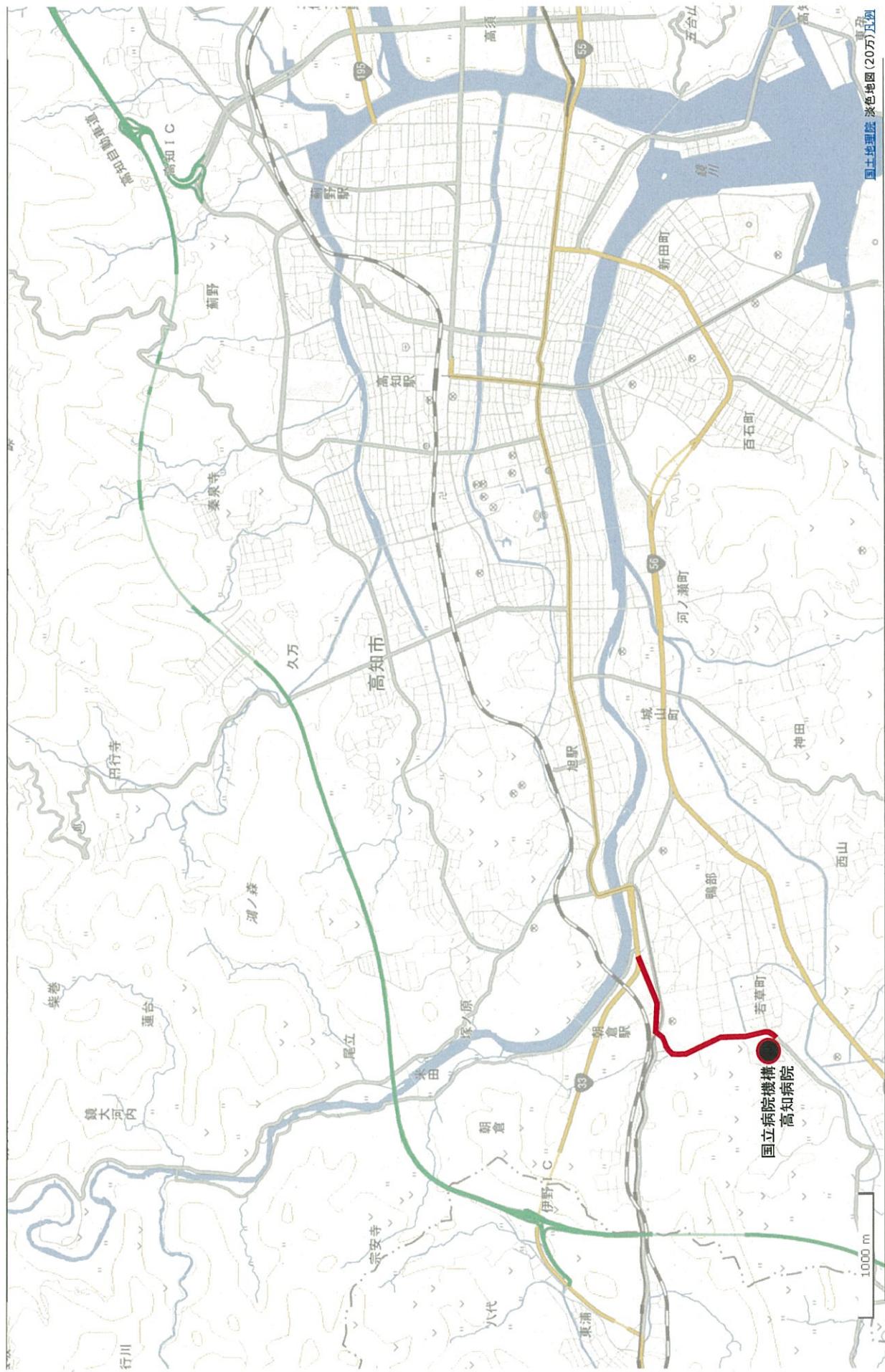
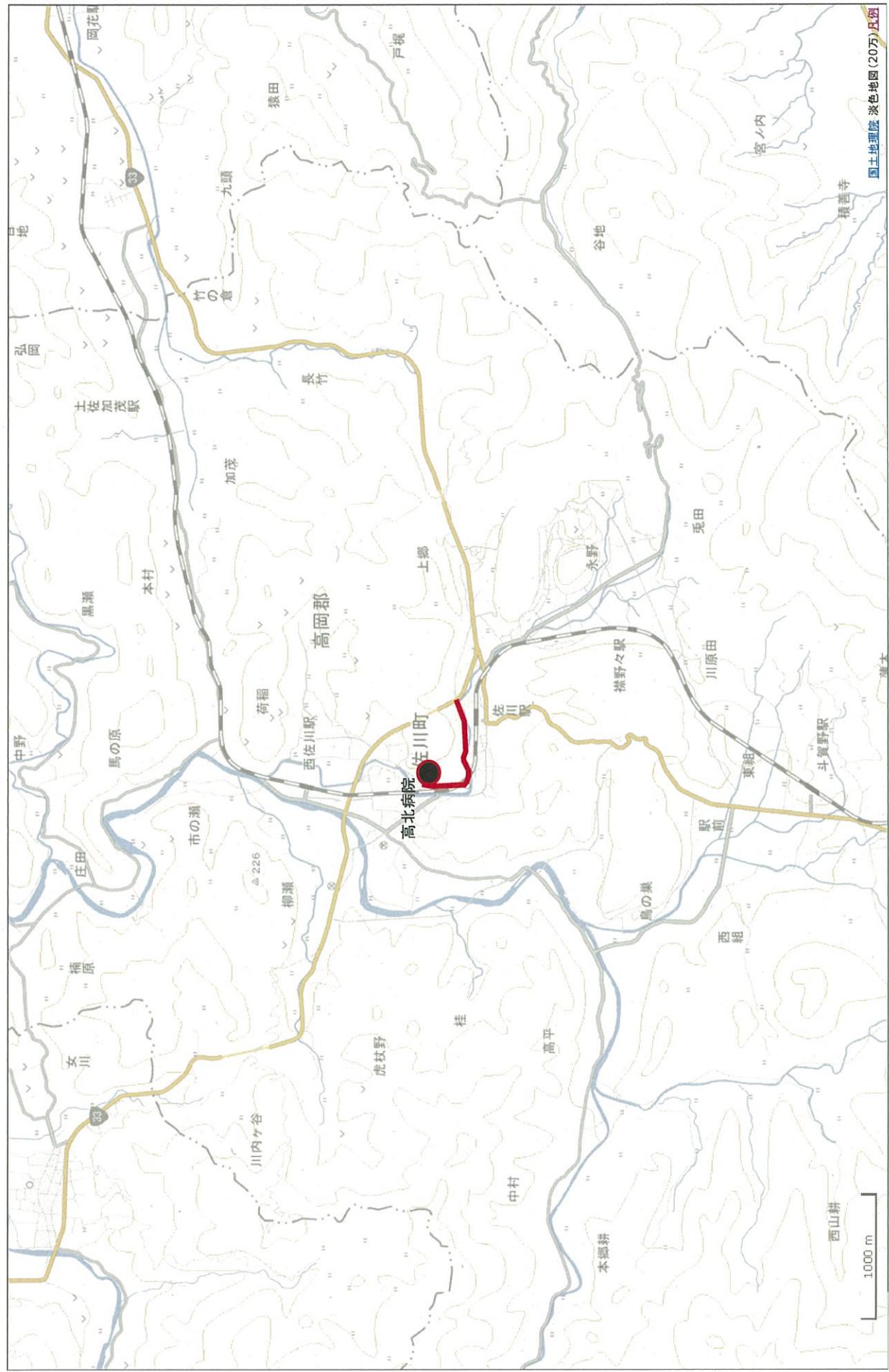


図2-1 県道38号高知土佐線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

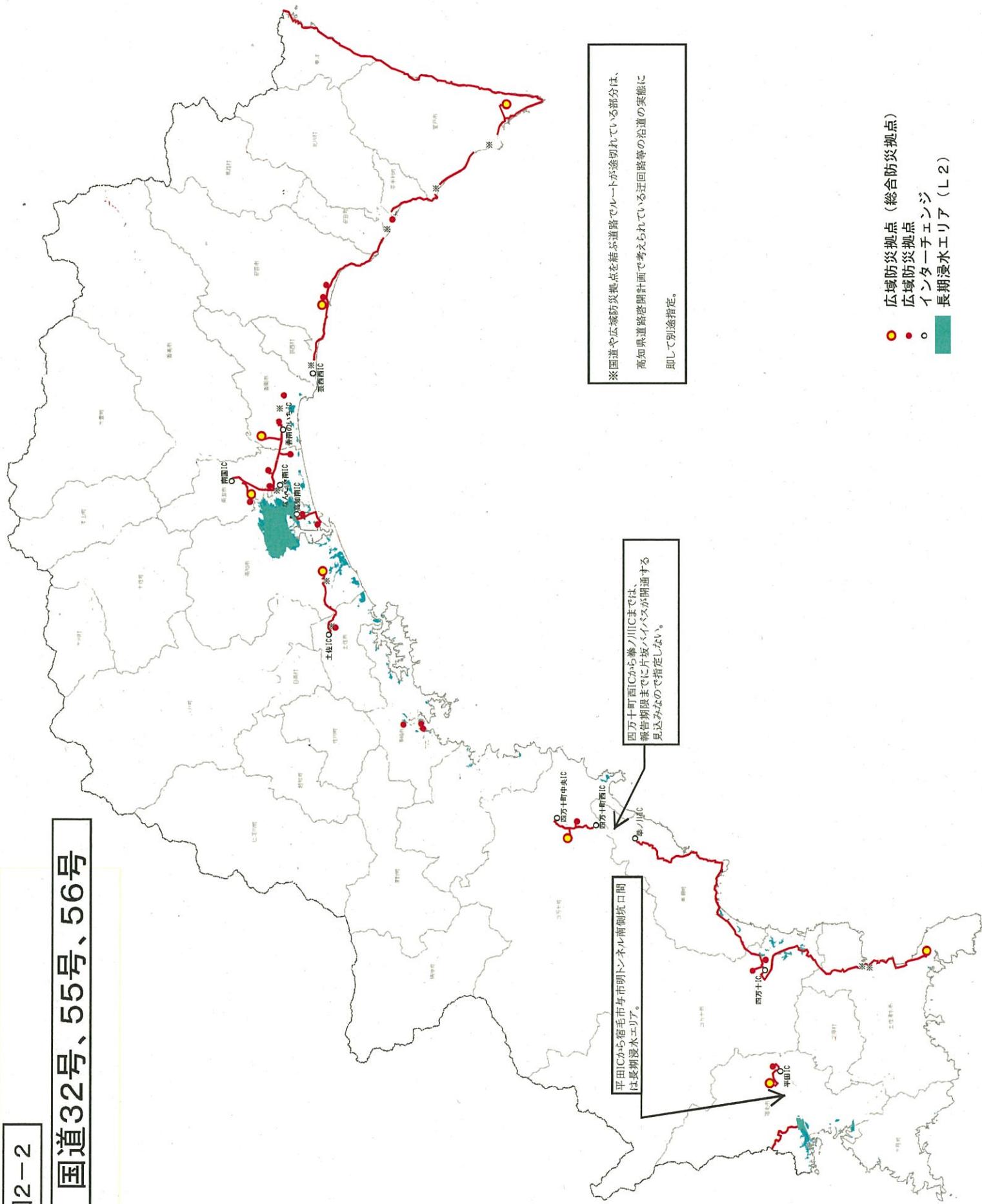
県道302号長者佐川線・佐川町道青去2号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-2

国道32号、55号、56号



県道384号北本町領石線・南国市道南国122号線

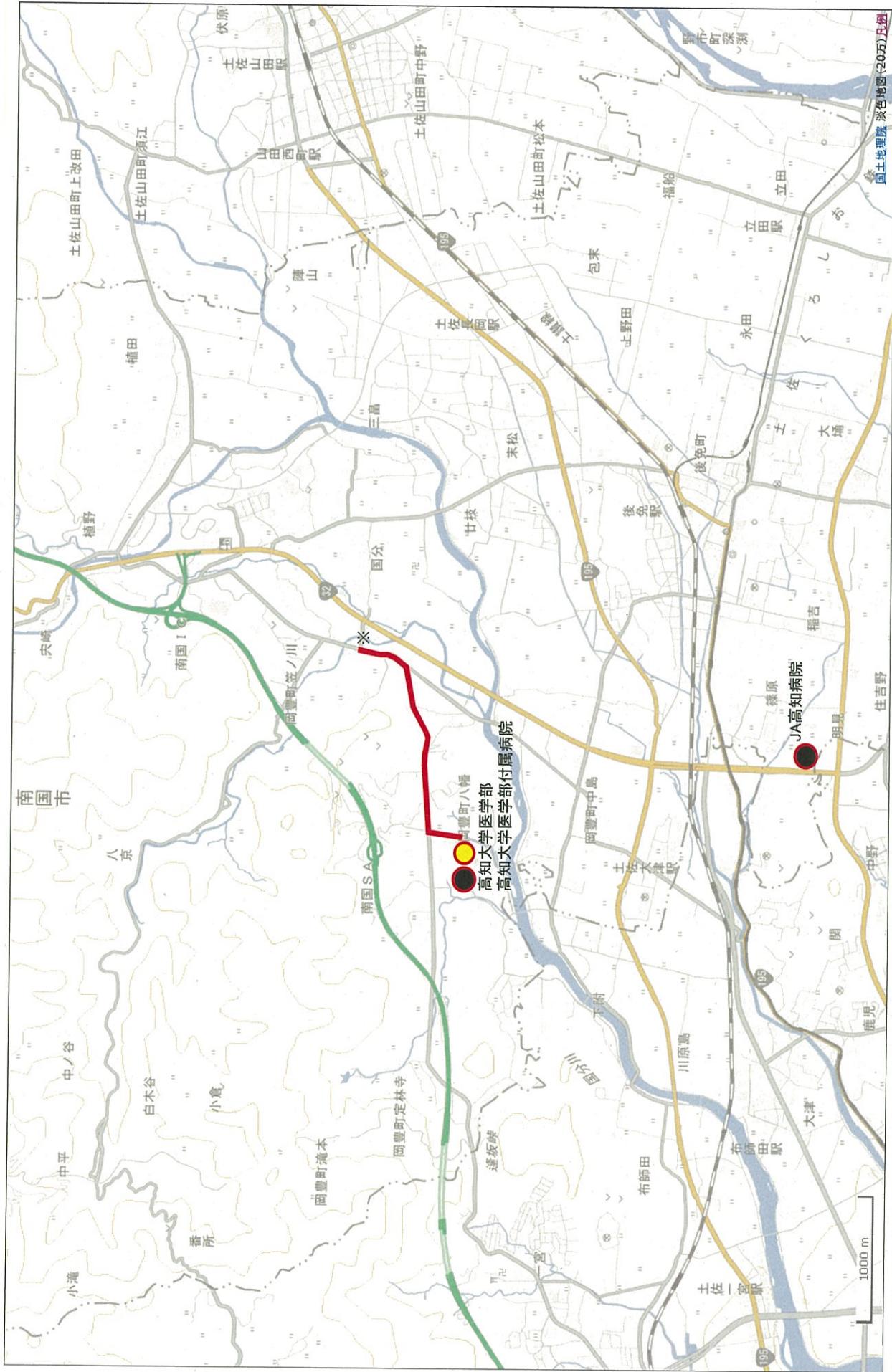


図2-2

**県道376号高知南インター線・県道14号春野赤岡線・県道35号桂浜宝永線
県道278号弘岡下種崎線・高知市道三里347号線**

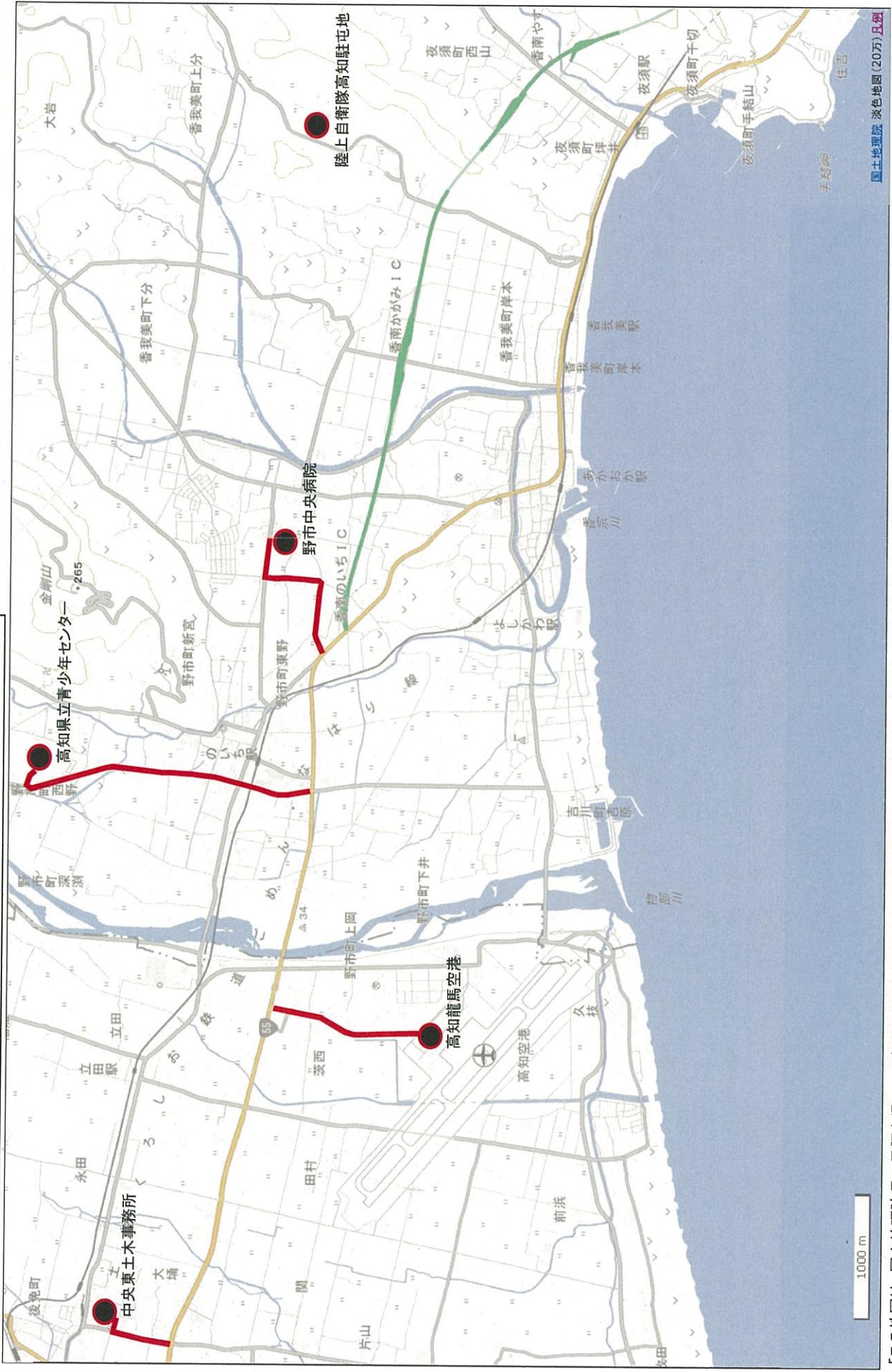


国土地理院 淡色地図(20万)上側

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-2

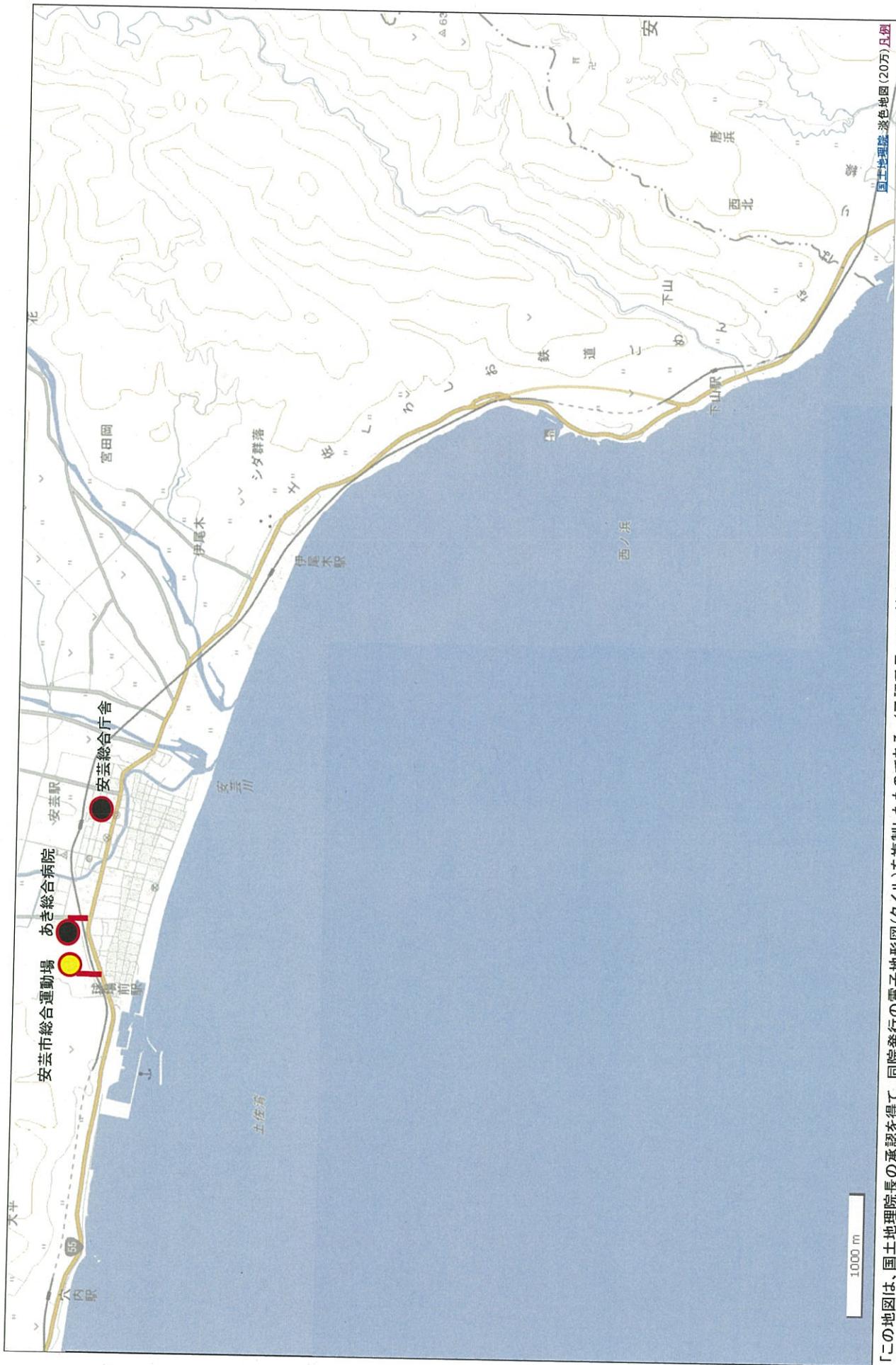
県道45号南国インター線・南国市道旧農協病院線、県道13号高知空港線、
県道240号遠崎野市線・県道234号土佐山田野市線、
香南市道馬袋線・香南市道野地横井線・県道231号山川野市線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」」

安芸市道妙見刑部線、県道29号安芸物部線

図2-2



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国土地理院 淡色地図(20万)月例

図2-2 県道202号椎名室戸線・室戸市道室戸広域公園線

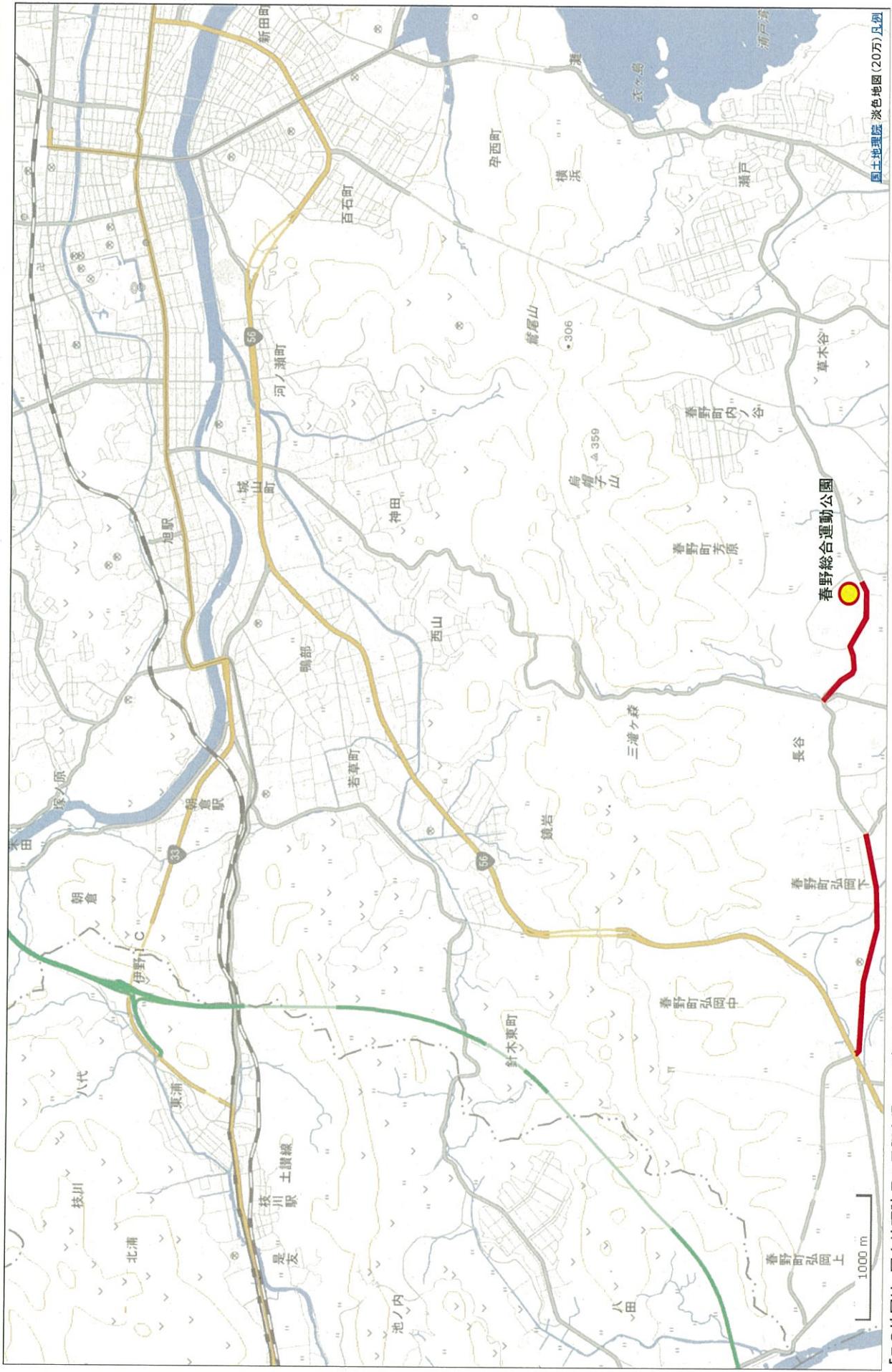


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」」

1000 m

国土地理院 地図(20万)凡例

図2-2 県道36号高知南環状線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

**四十町道山手線・県道19号漣川船戸線・四十町道宮ノ越線・四十町道香月が丘西本通線、
県道325号上ノ加江漣川線**

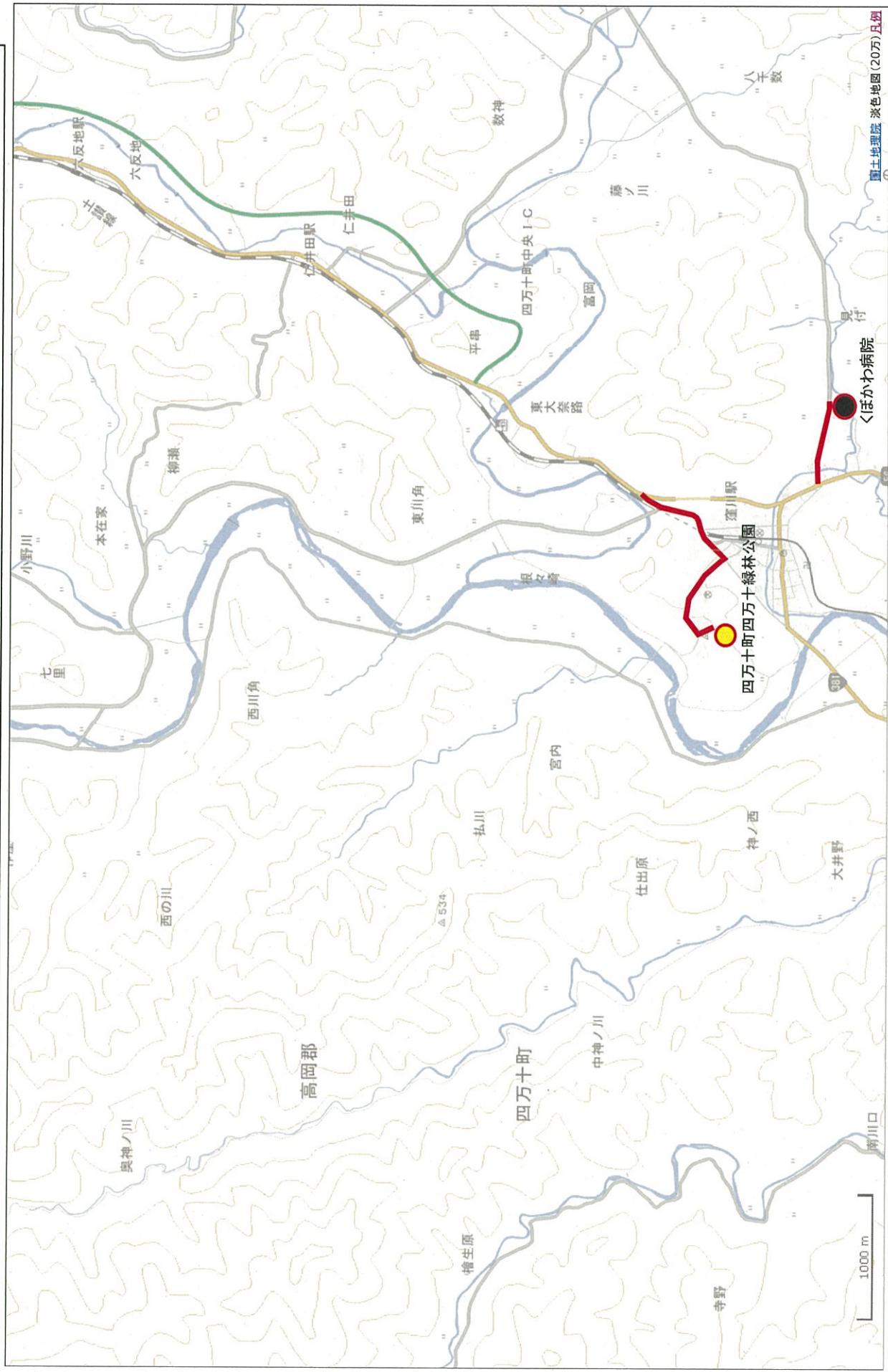


図2-2

四十市道古津賀中央線、国道439号・四十市道旭通線、国道321号

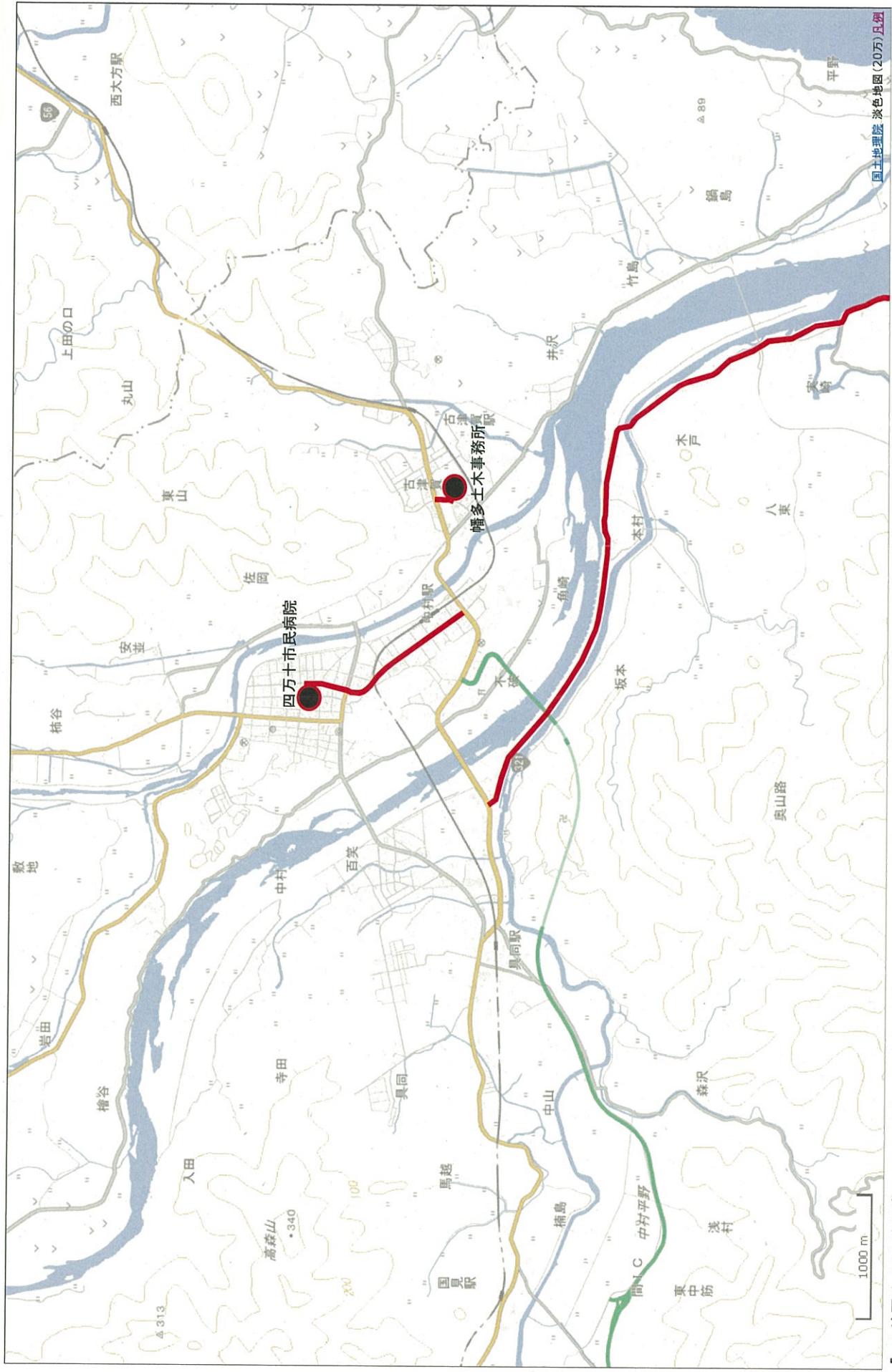
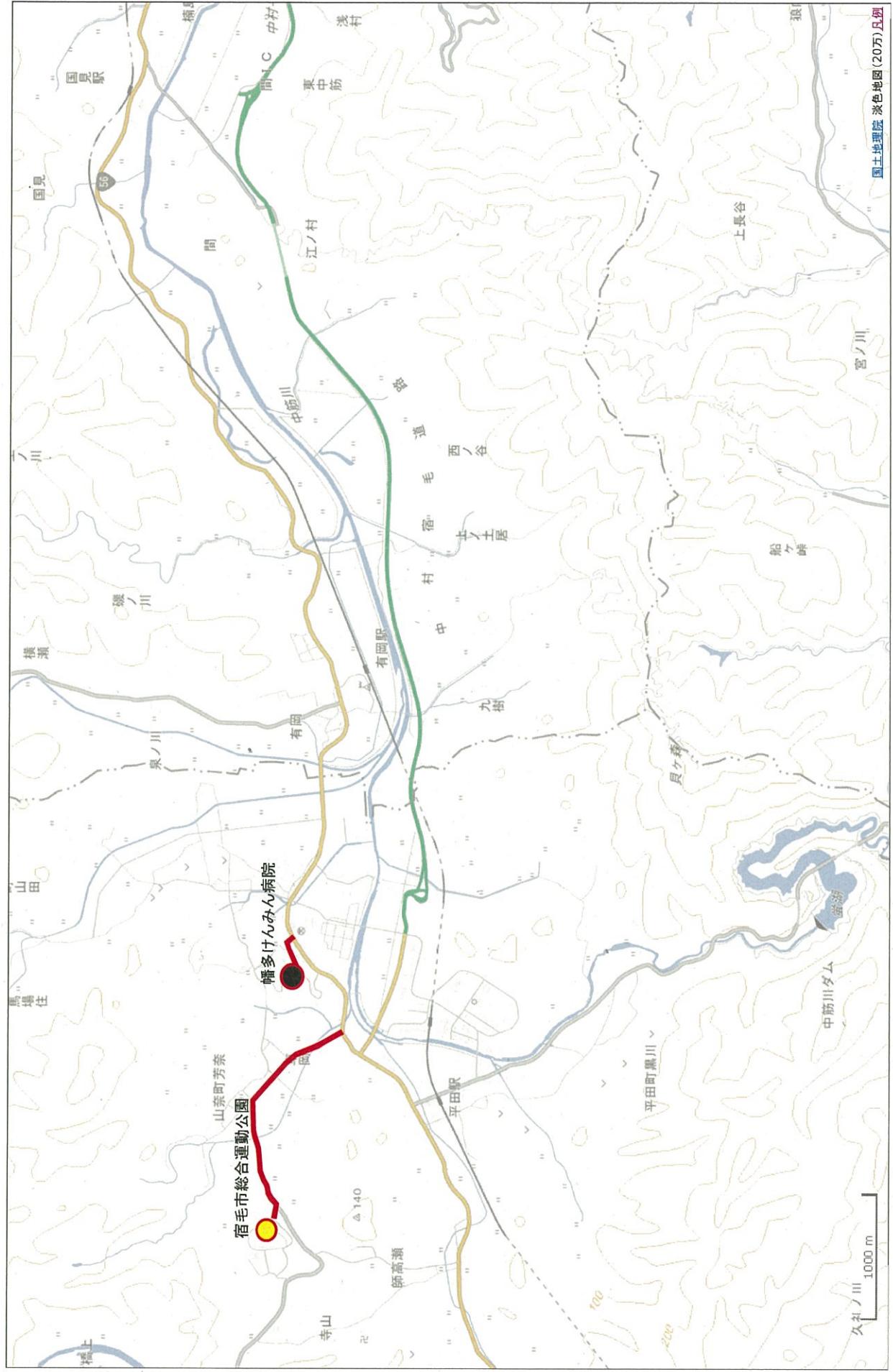
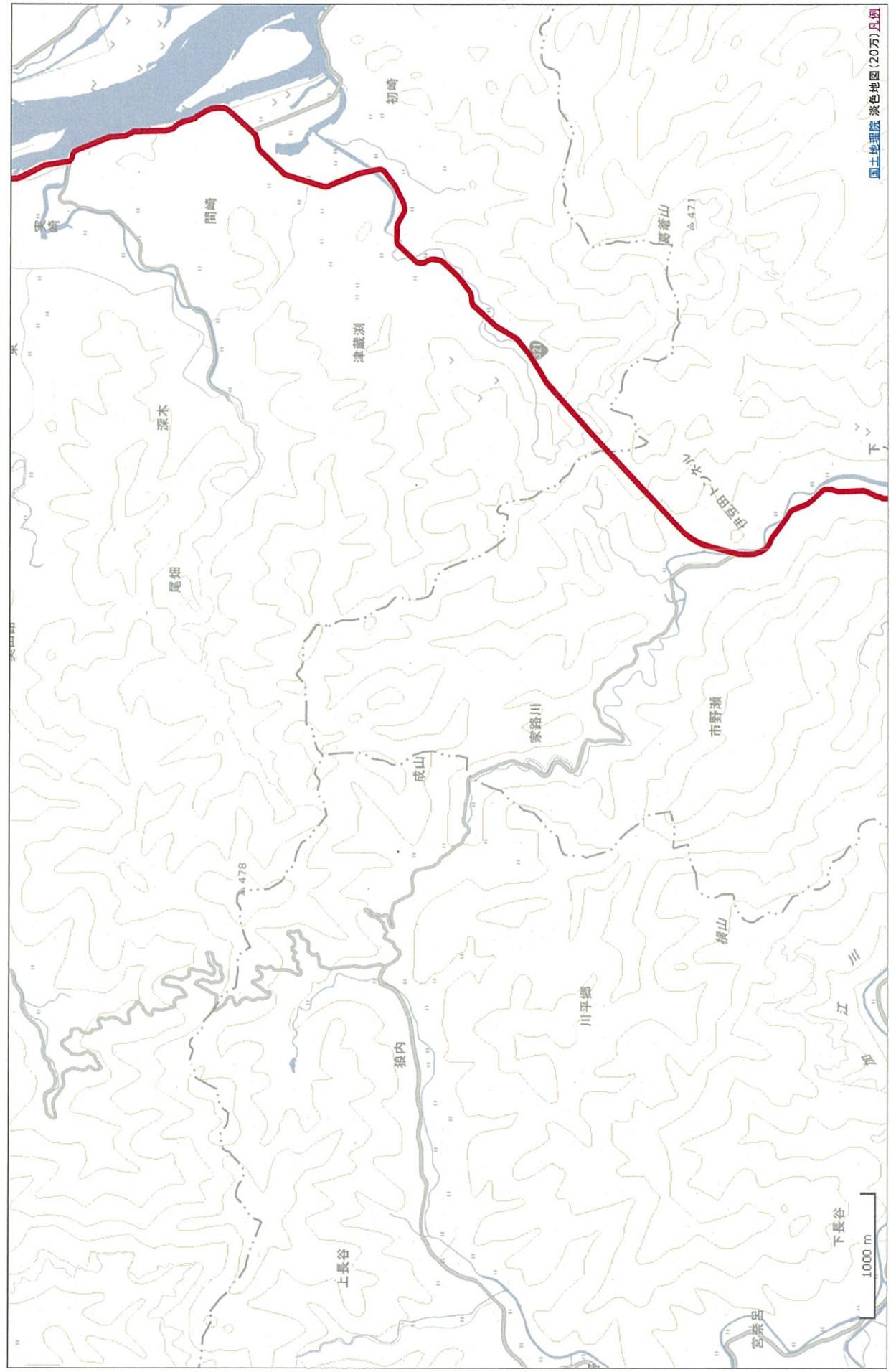


図2-2

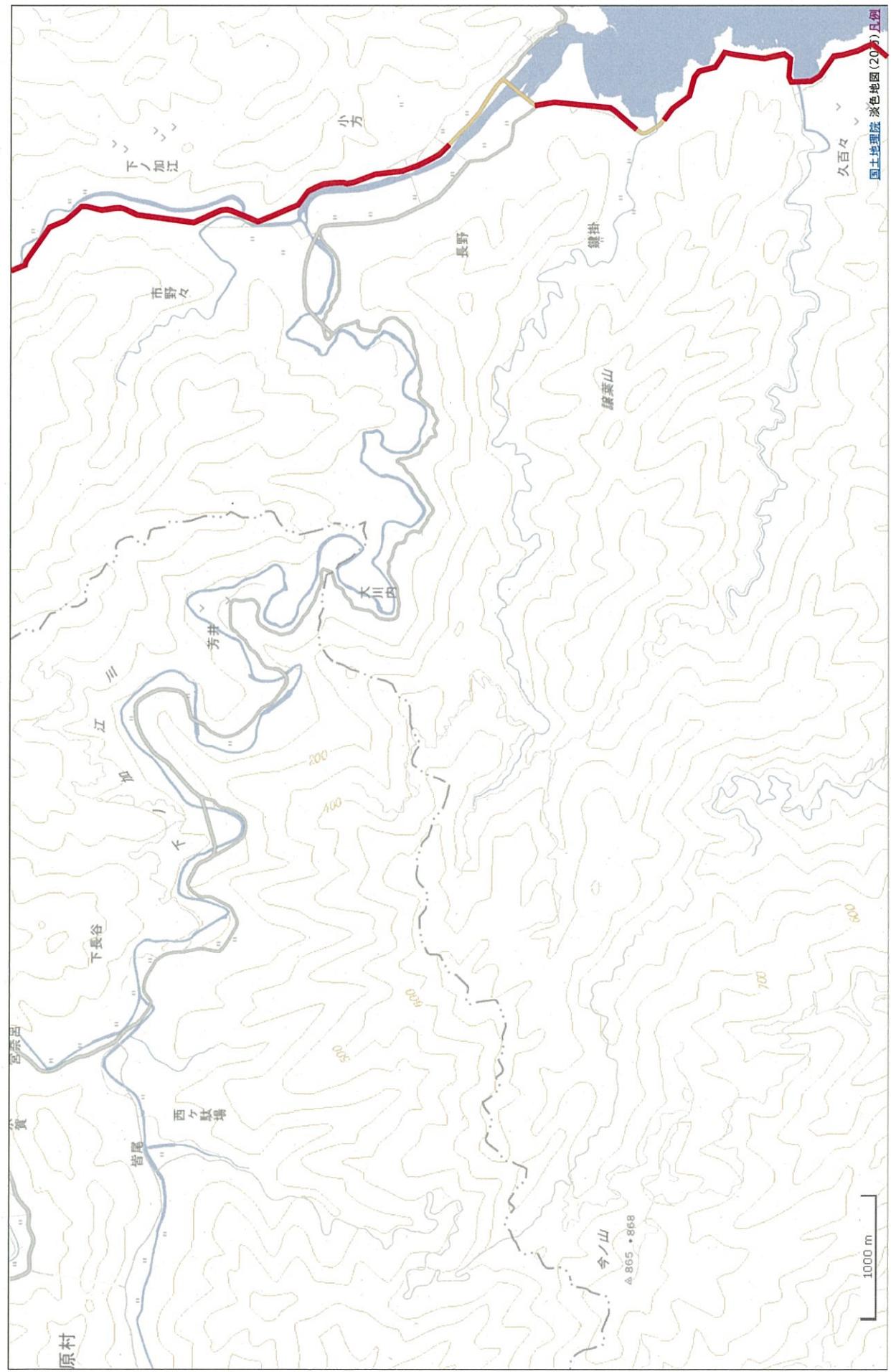
宿毛市道大道路車岡線、県道353号橋上平田線



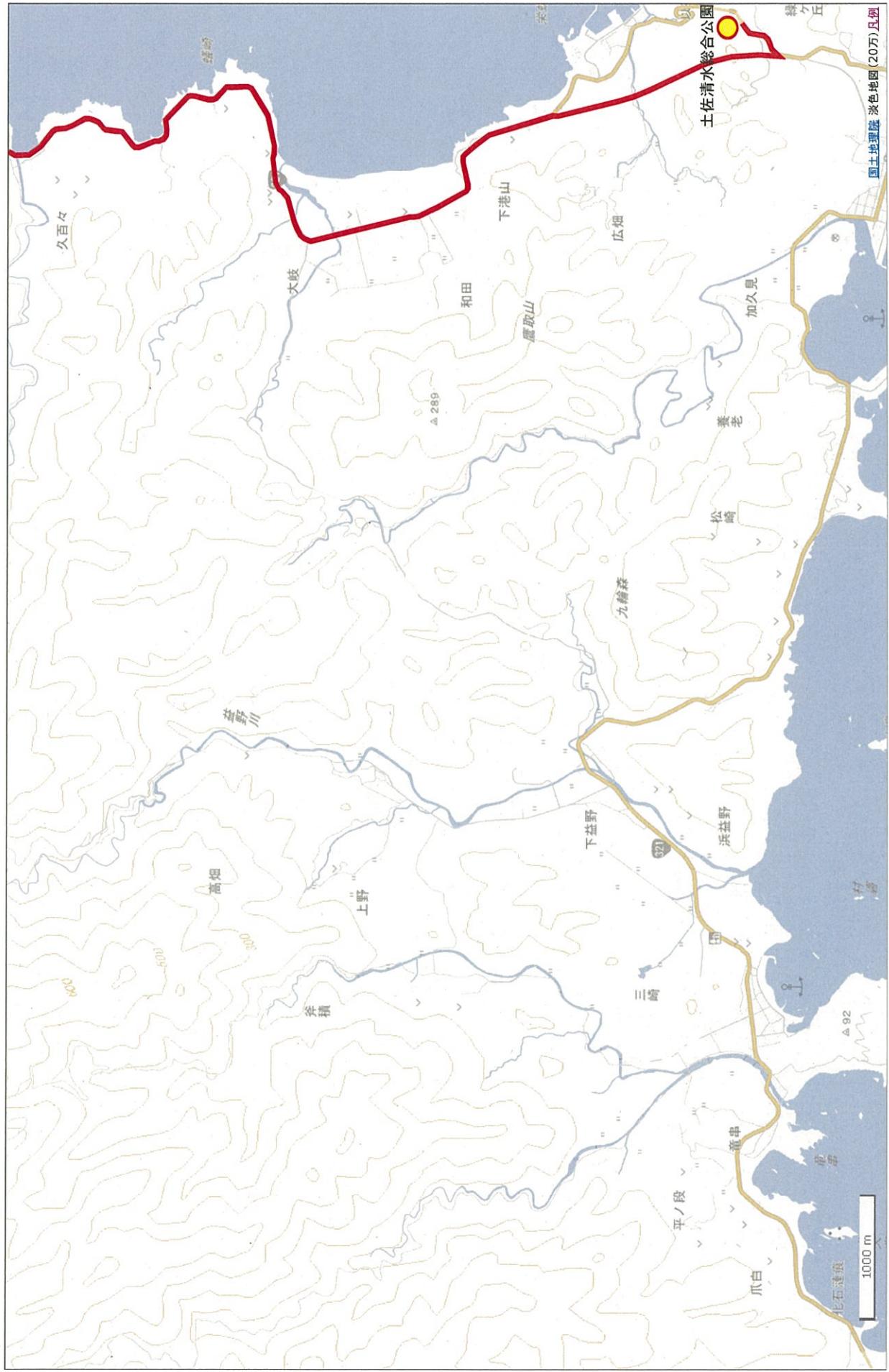
国道321号



国道321号



国道321号



「この地図は、國土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)
「この地図を複製する場合には、國土地理院の長の承認を得なければなりません。」

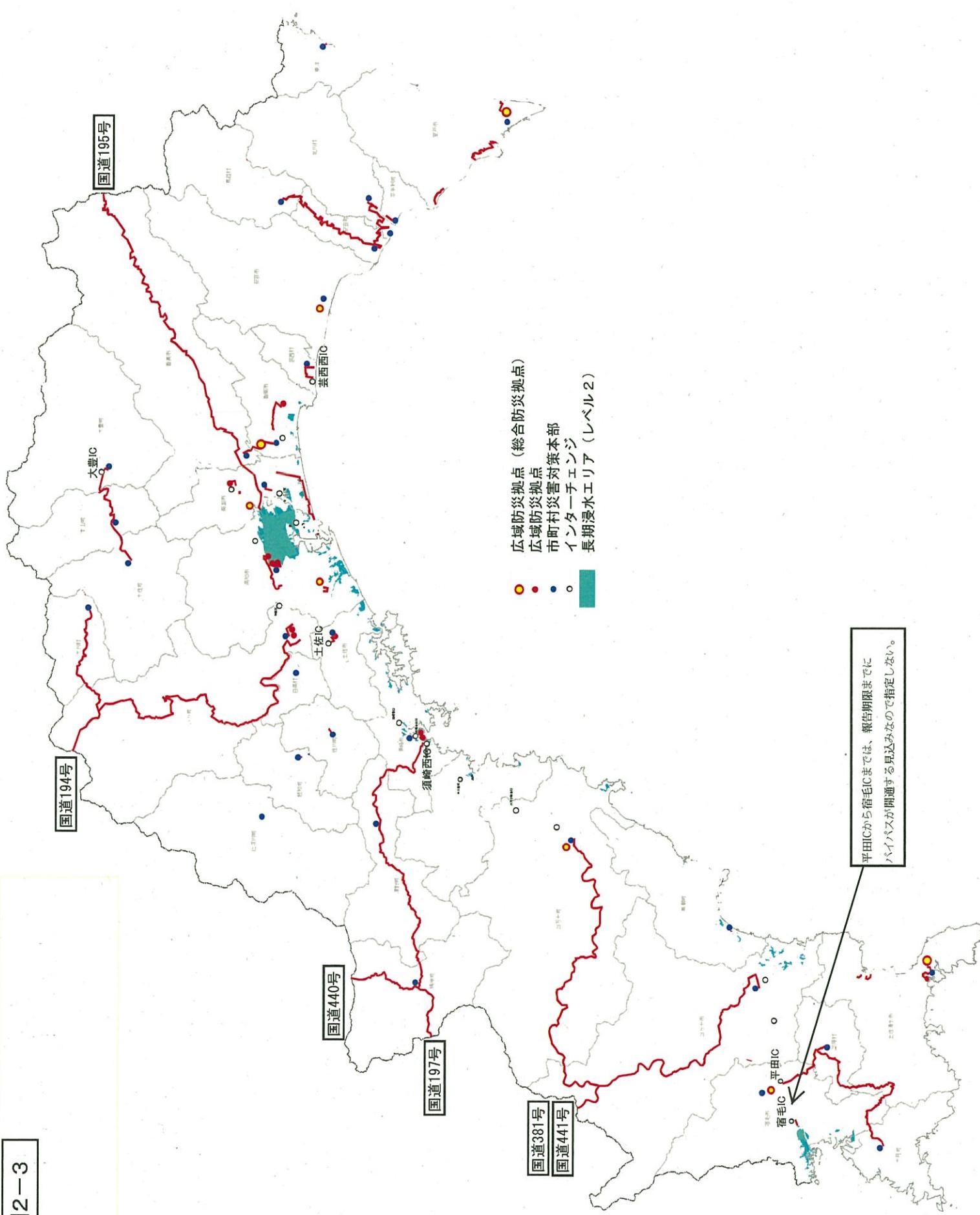
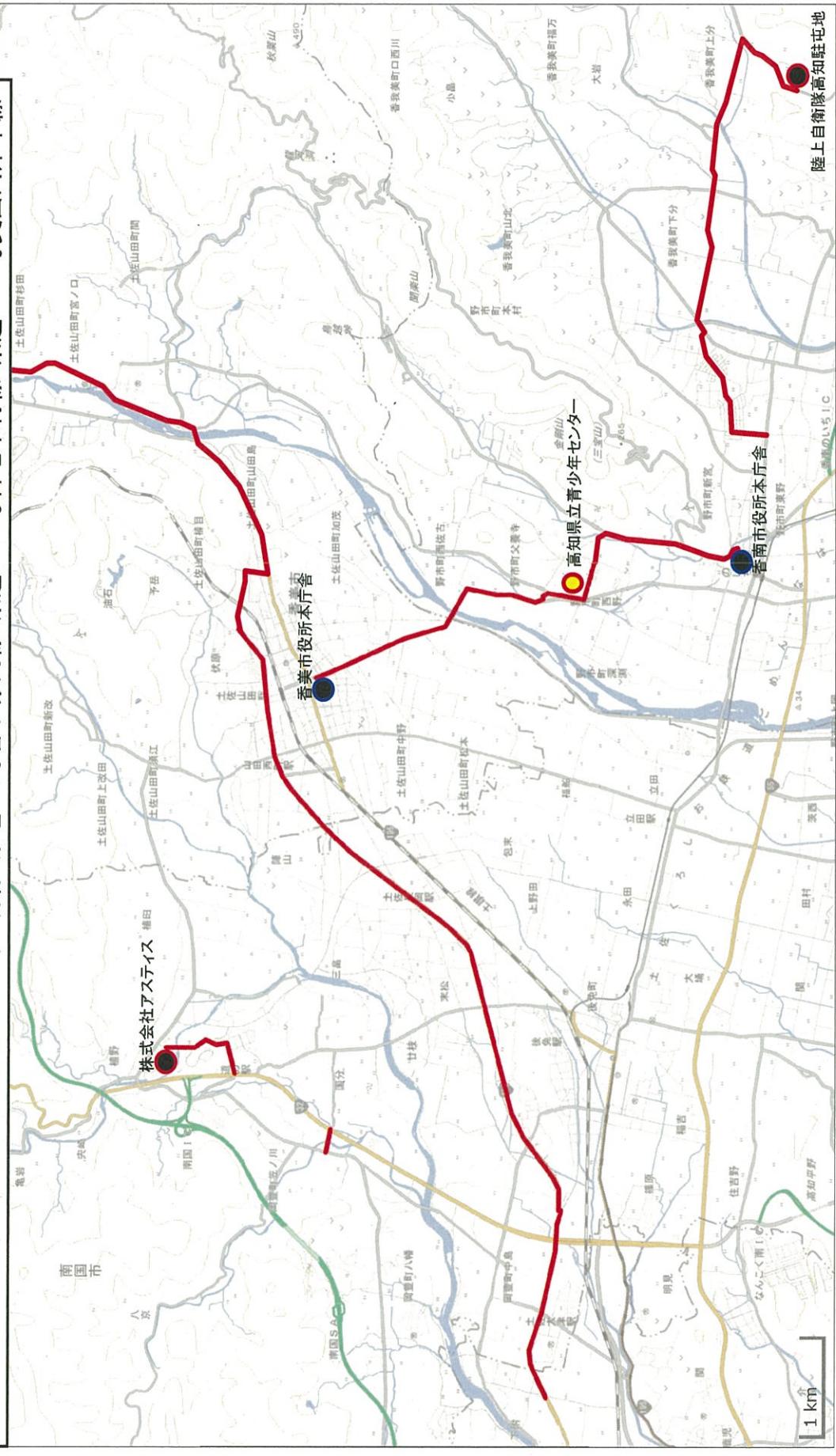


図2-3

国道195号(あけぼの街道)・県道31号前浜植野線・香美市道楠目1号線・国道195号、
県道256号久礼田笠ノ川線・県道31号前浜植野線・南国市道双葉台植野線・南国市道螢が丘1号線、
県道234号土佐山田野市線・香南市道坂本父養寺線・県道22号龍河洞公園線、
香南市道野地中ノ村線・香南市道岩田ヤシキノ村線・県道30号香北赤岡線・県道230号稗地中村線・県道221号奥西川岸本線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

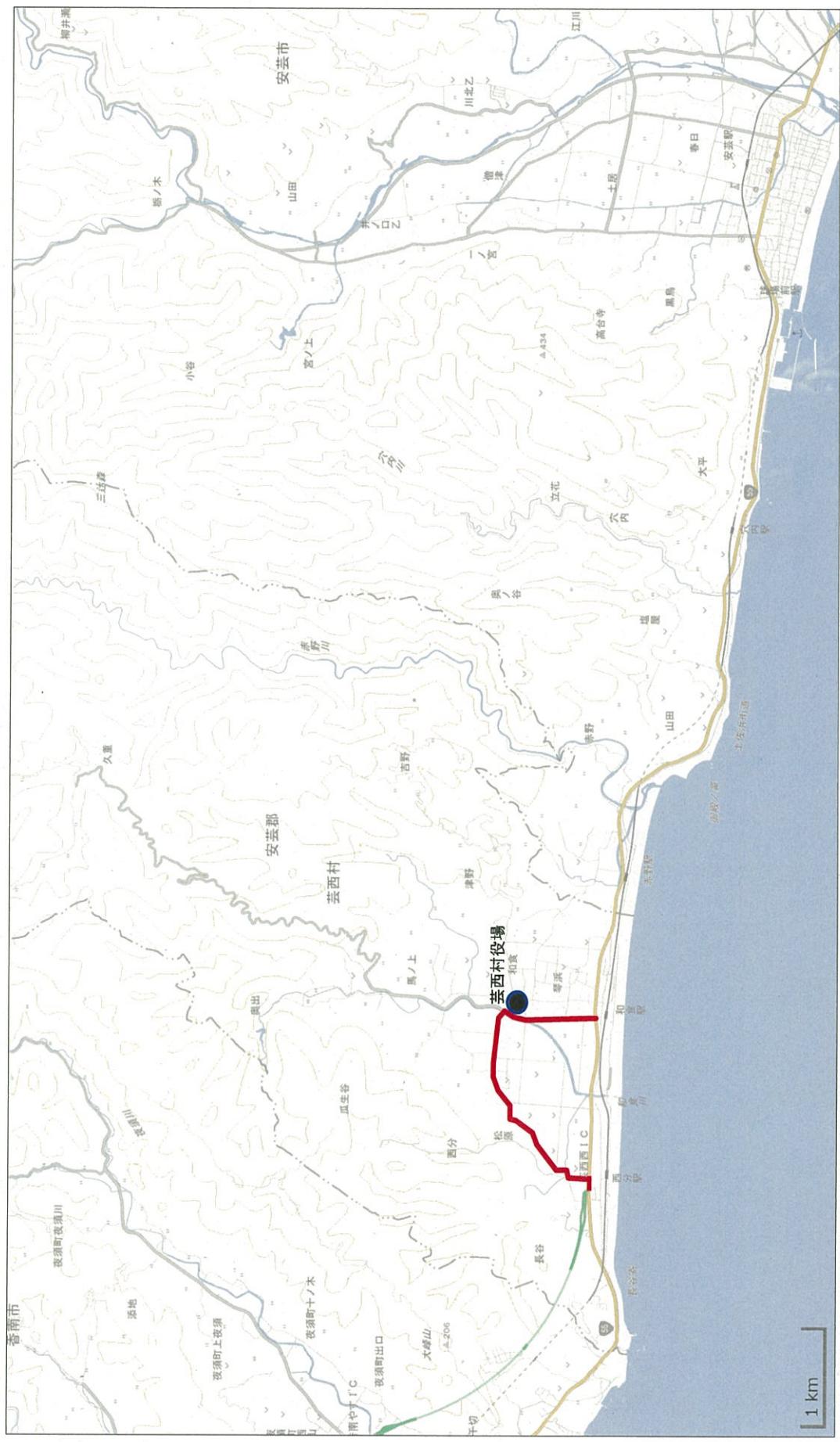
南国市道南国129号線・南国市道市役所東工業線・南国市道稲吉1号線、
南国広域農道・県道14号春野赤岡線・南国市道久枝十市線・県道14号春野赤岡線(現道)
・
南国市道14号春野赤岡線(現道)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

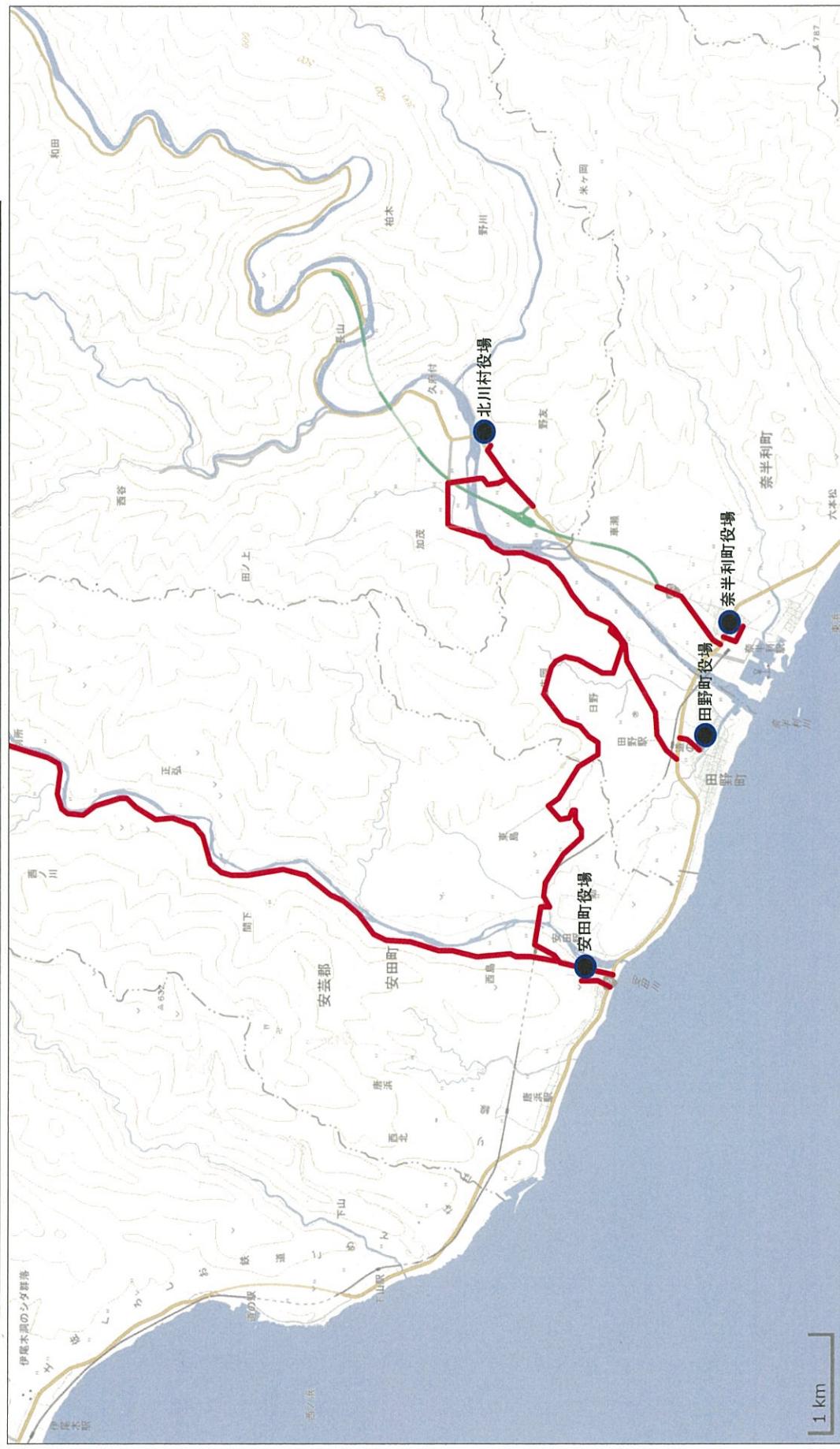
国道55号・芸西村道江尻線・芸西村道西分線・県道216号羽尾琴浜線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

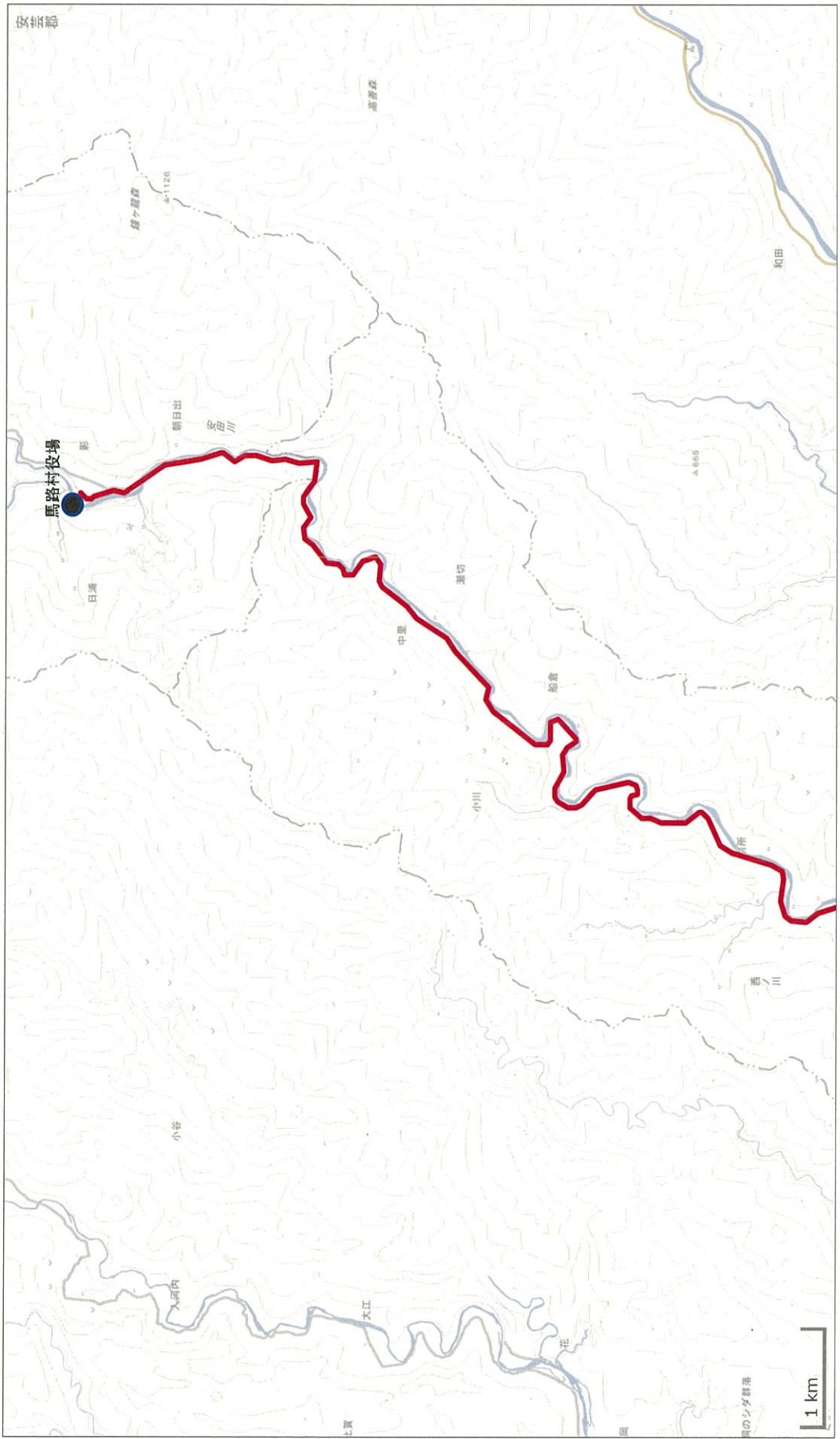
安田町道安田隆見線・県道12号安田東洋線・馬路村道五味有ノ木線、
安田町道東西島線・安田町道東島与床線・安田町道西ノ久保野田川線・安田町道沖ノ沢線・安田町道中央線、
広域農道東西島線・田野町道立岡桃山線・県道206号西谷田野線・田野町道東野友線・田野村道中央線、
県道206号西谷田野線・農道野友加茂線・国道493号・北川村道東野友線・国道493号、奈半利町道役場前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情権、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

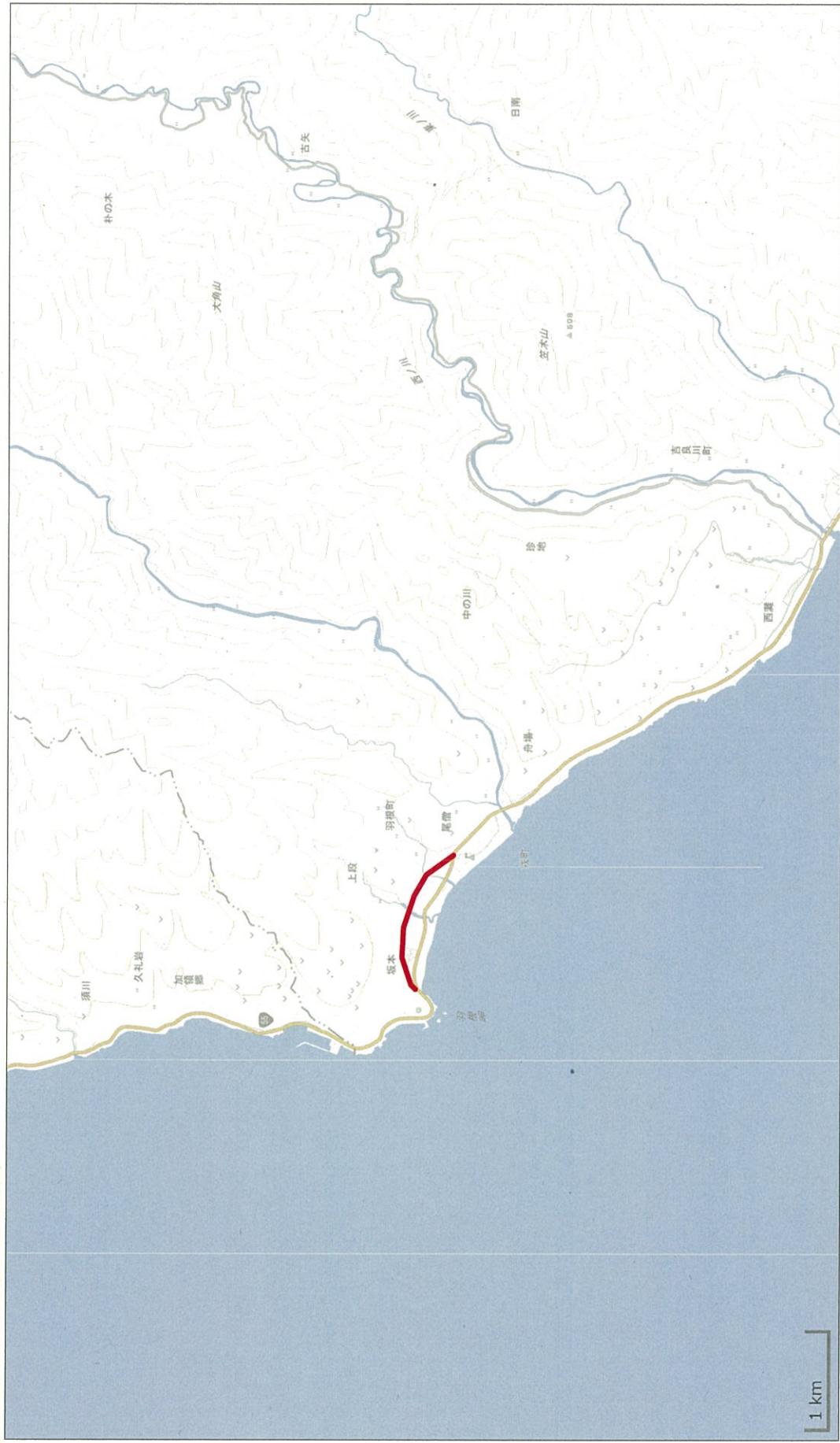
馬路村道五味有ノ木線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情模、第251号）」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

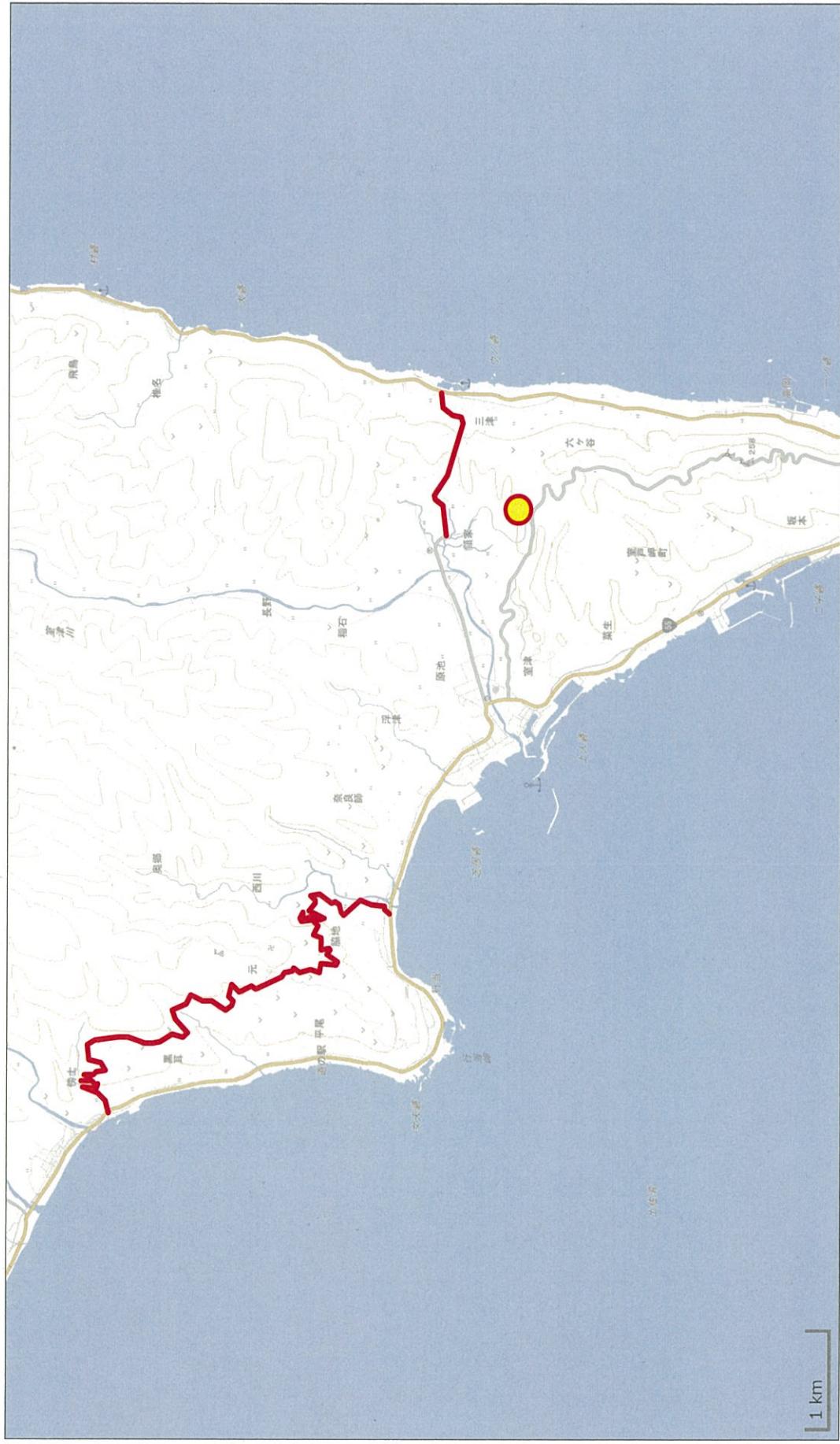
室戸市道羽根本線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情模、第251号）」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

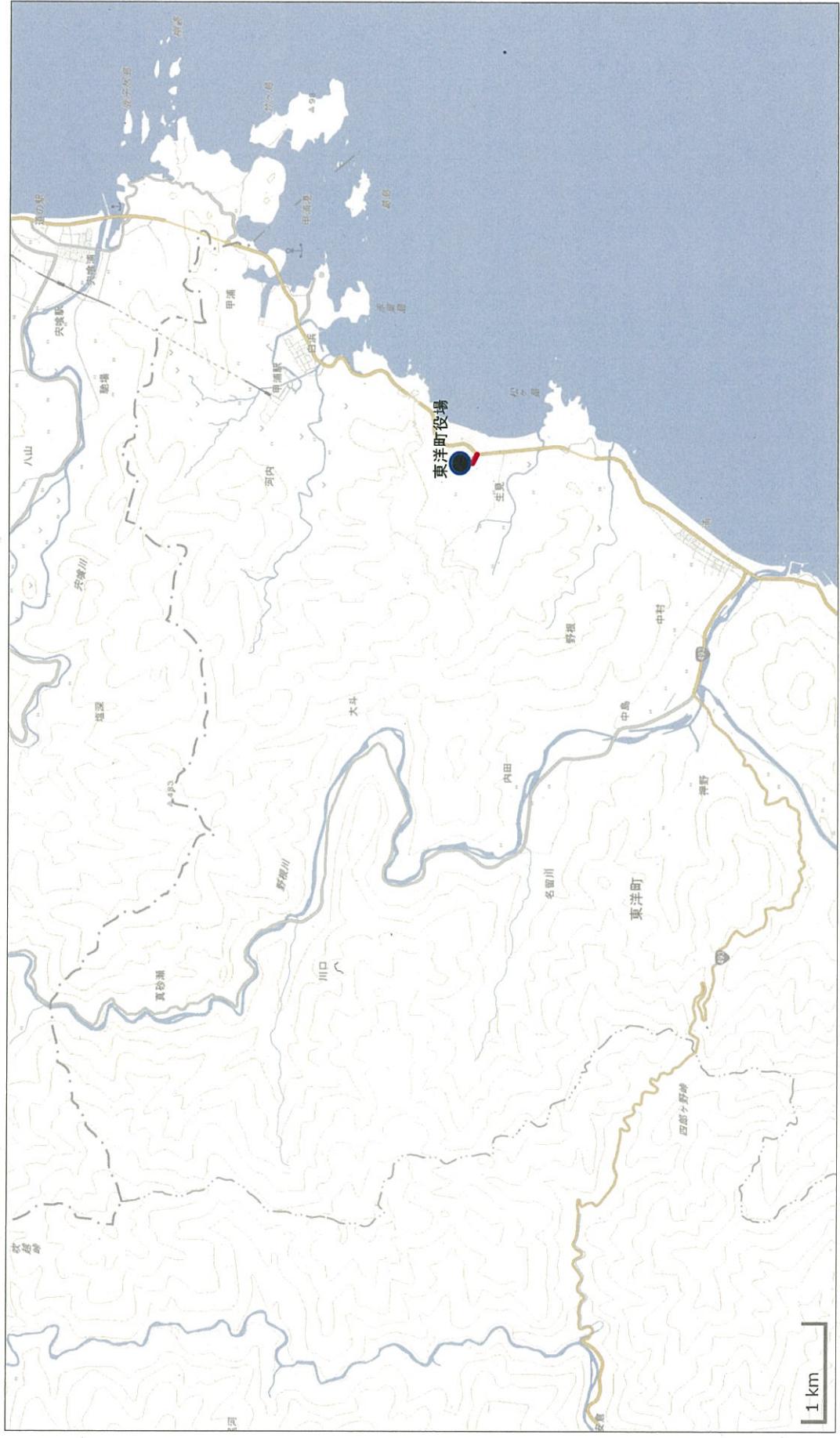
農免崎山傍土線・室戸市道向江自然の家線・室戸市道岩戸元線、県道202号椎名室戸線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情権、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

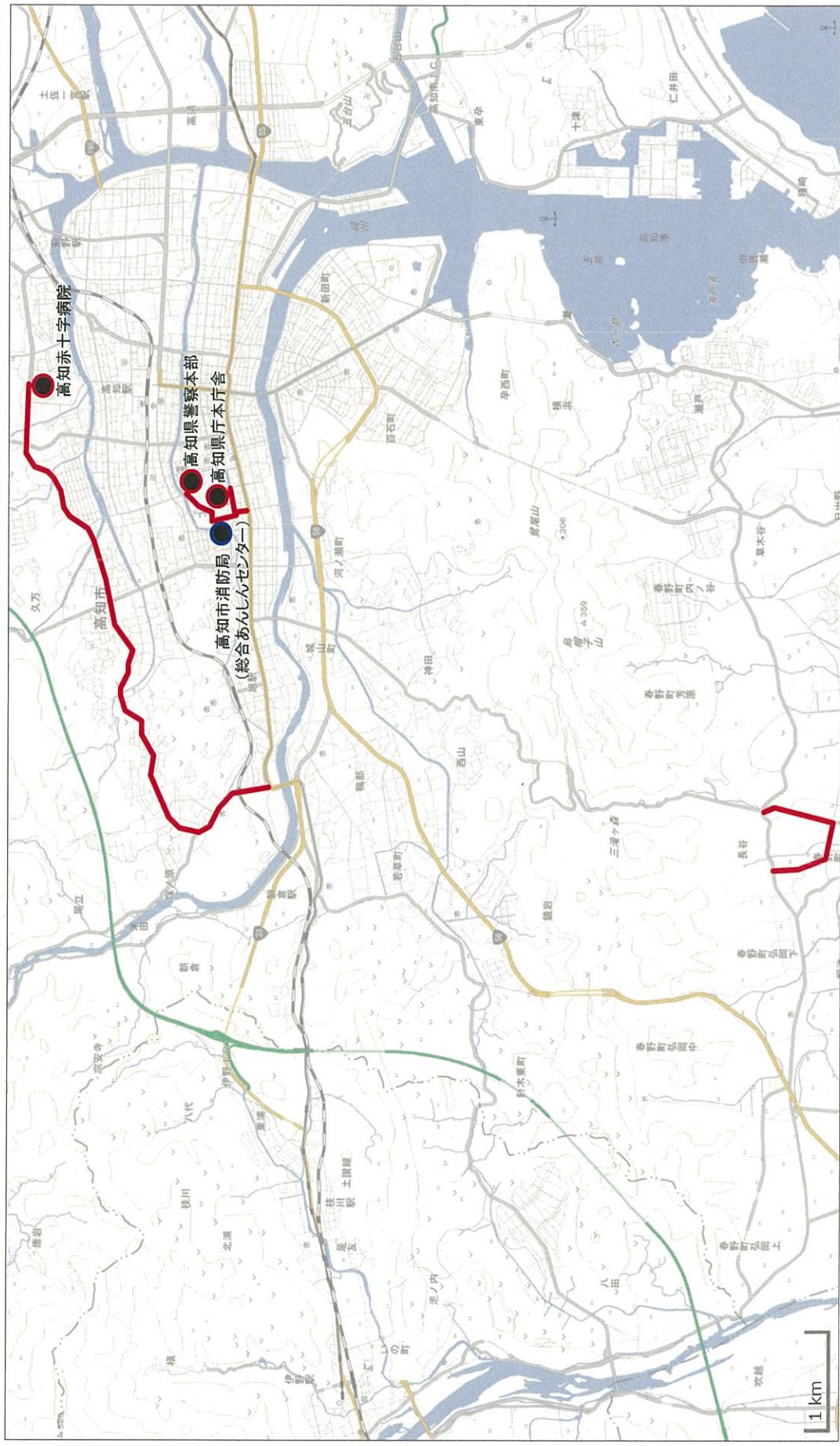
東洋町道生見10号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」」

図2-3

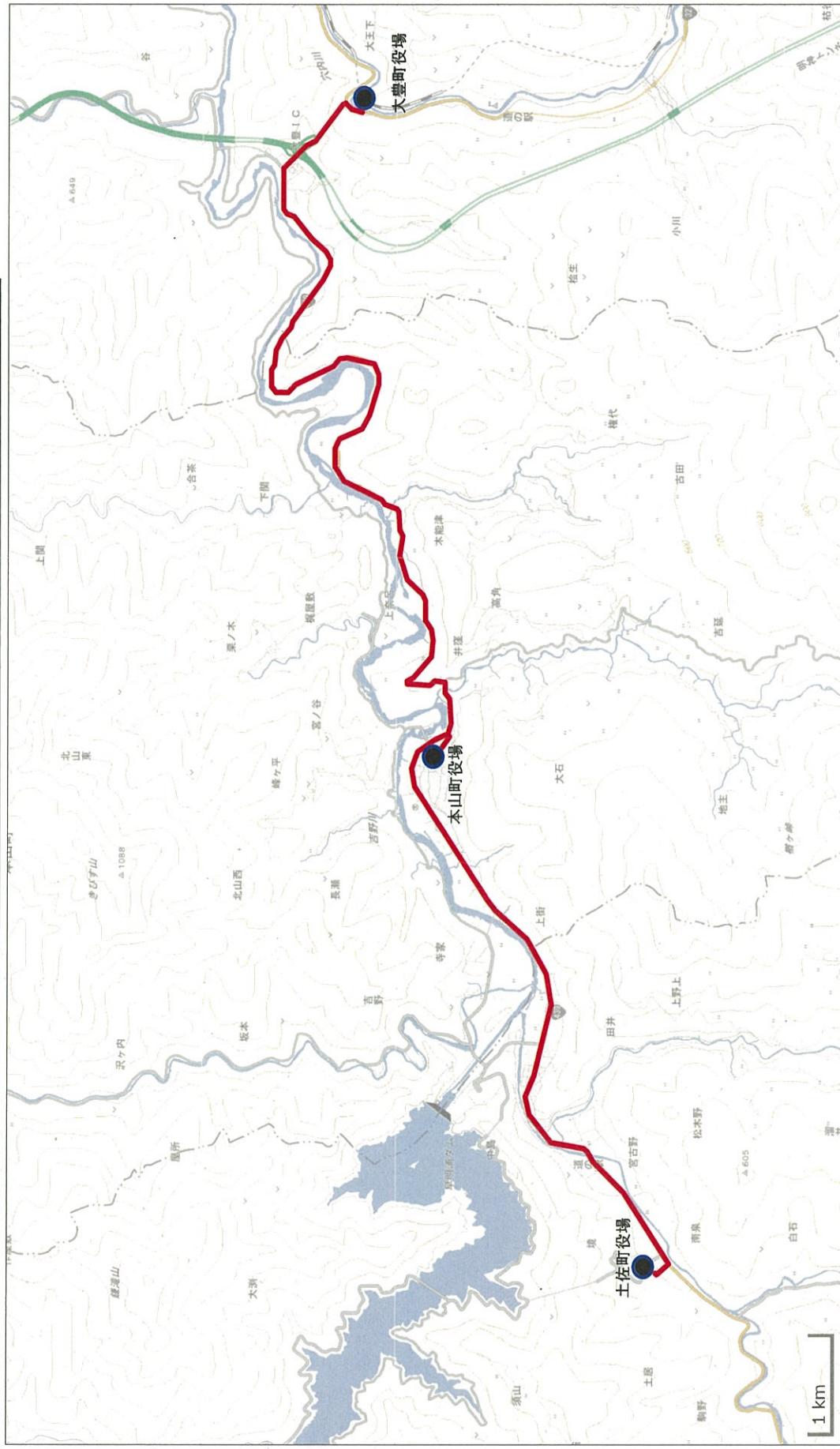
県道44号高知北環状線・国道33号・高知市道高知街12号線・高知市道高知街8号線・高知市道高知街10号線・高知市道高知街594号線・農道大津轟尾線・農道春野町511号線・高知市道春野町511号線、
高知市道高知街2号線・高知市道高知街5号線・高知市道春野町594号線・農道大津轟尾線・県道37号高知春野線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

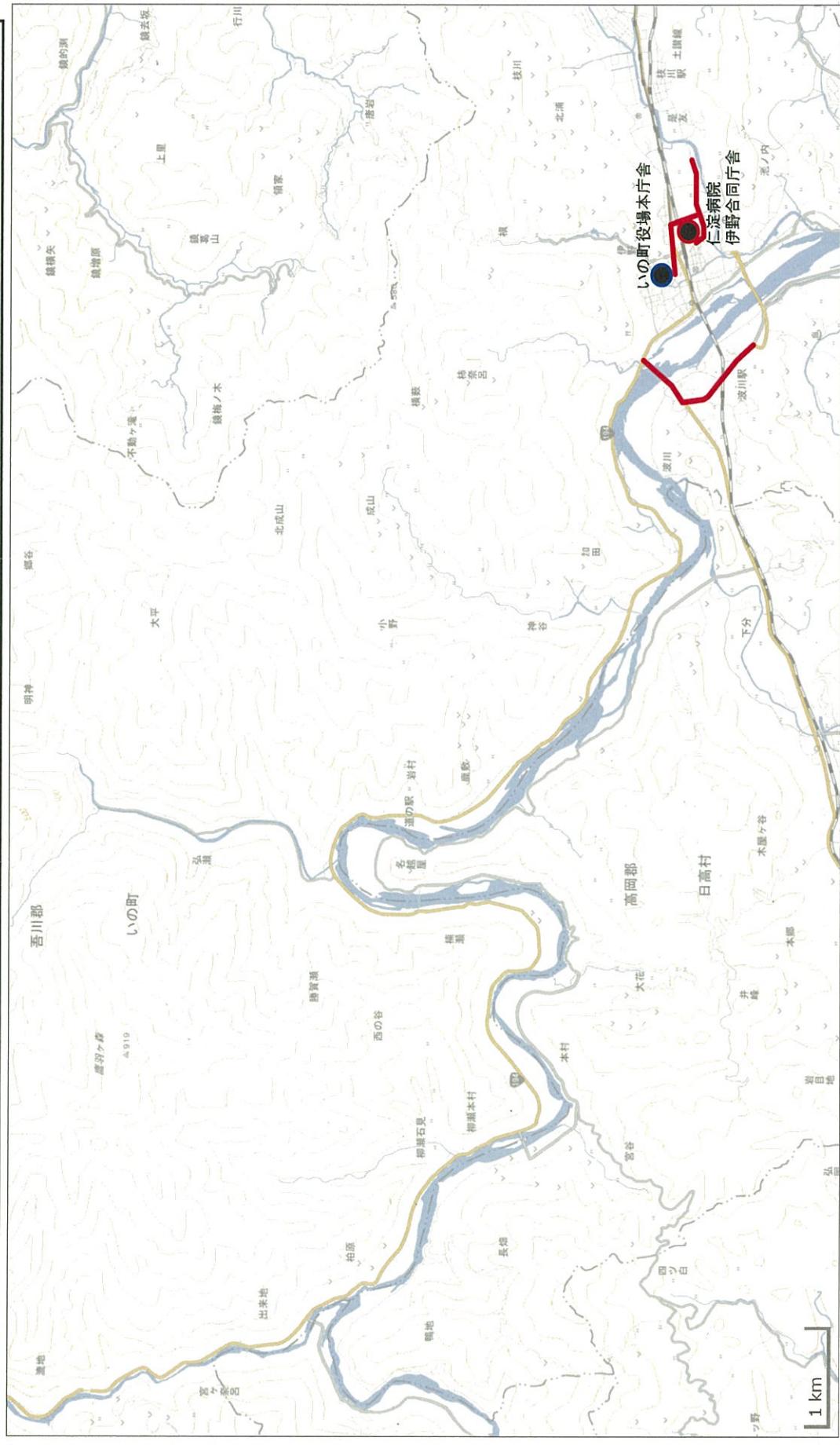
国道439号・国道32号、国道439号・本山町道本山中央線・本山町道横町通り線、
国道439号・土佐町道中村線



「この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。」

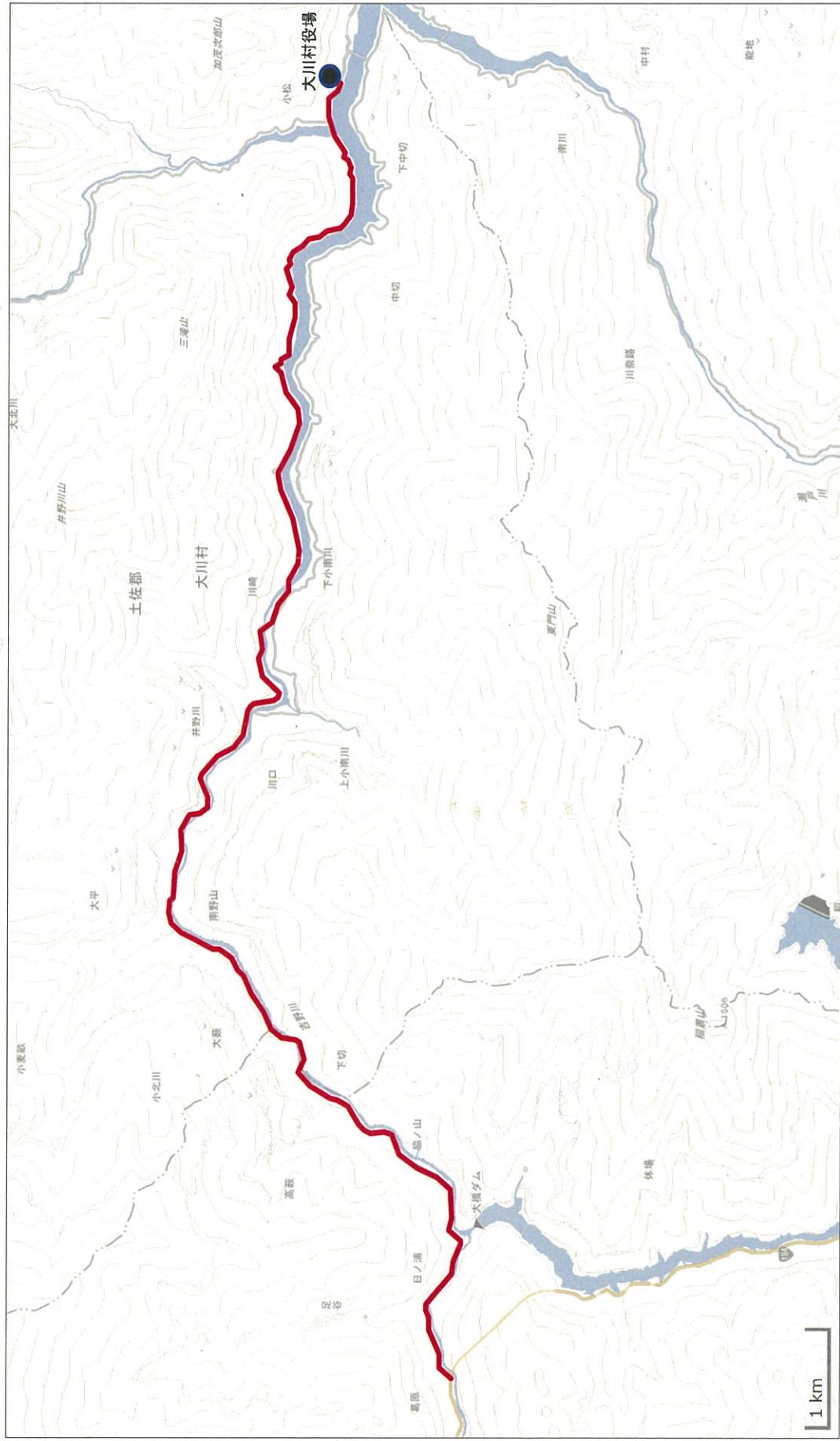
図2-3

いの町道諸枝是友線・いの町道ヒズメ線、いの町道中沢搭ノ向線・国道33号・県道33号南国伊野線
いの町道本町線、国道33号、県道39号土佐伊野線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情権、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

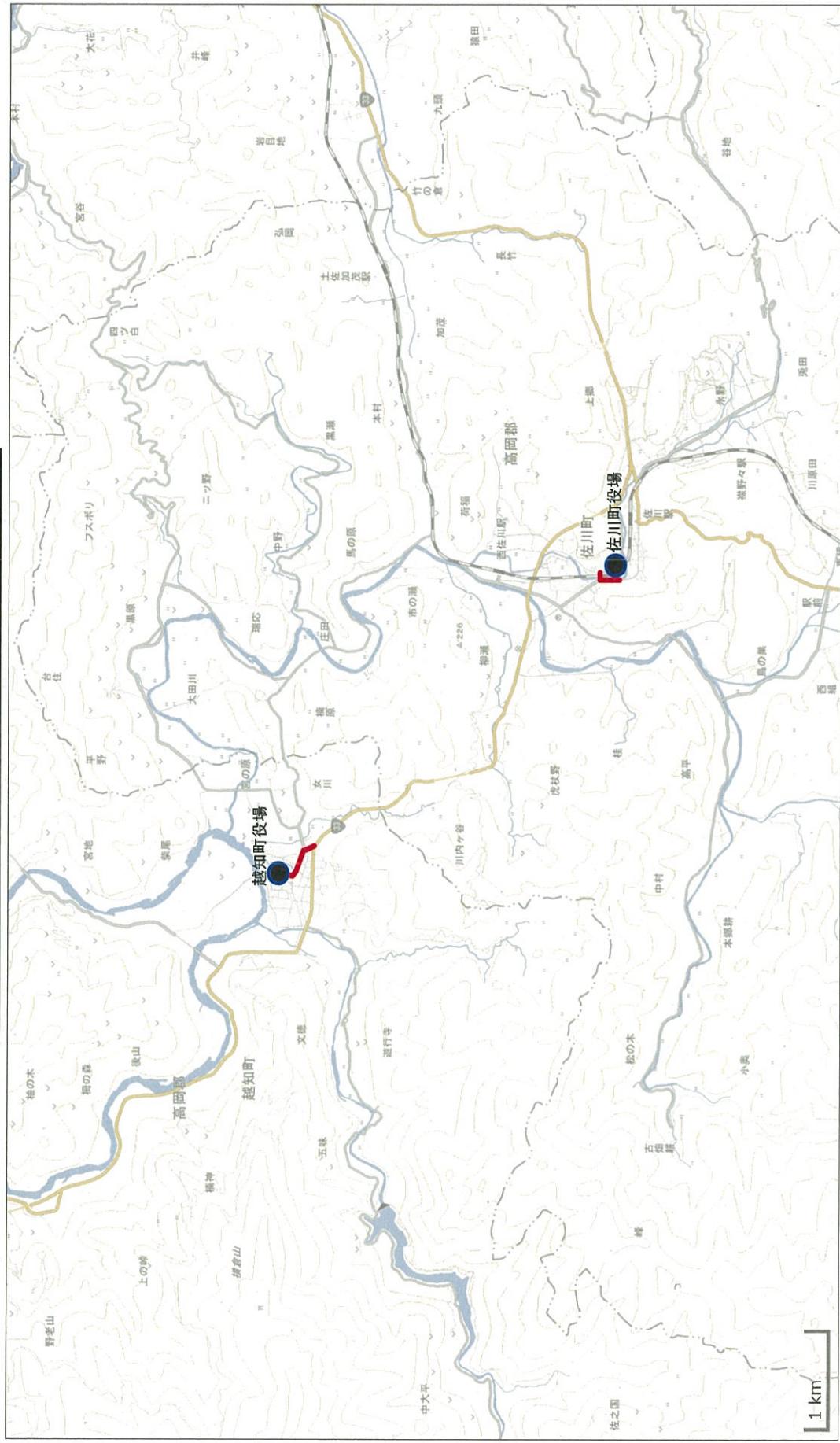
図2-3



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情機、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

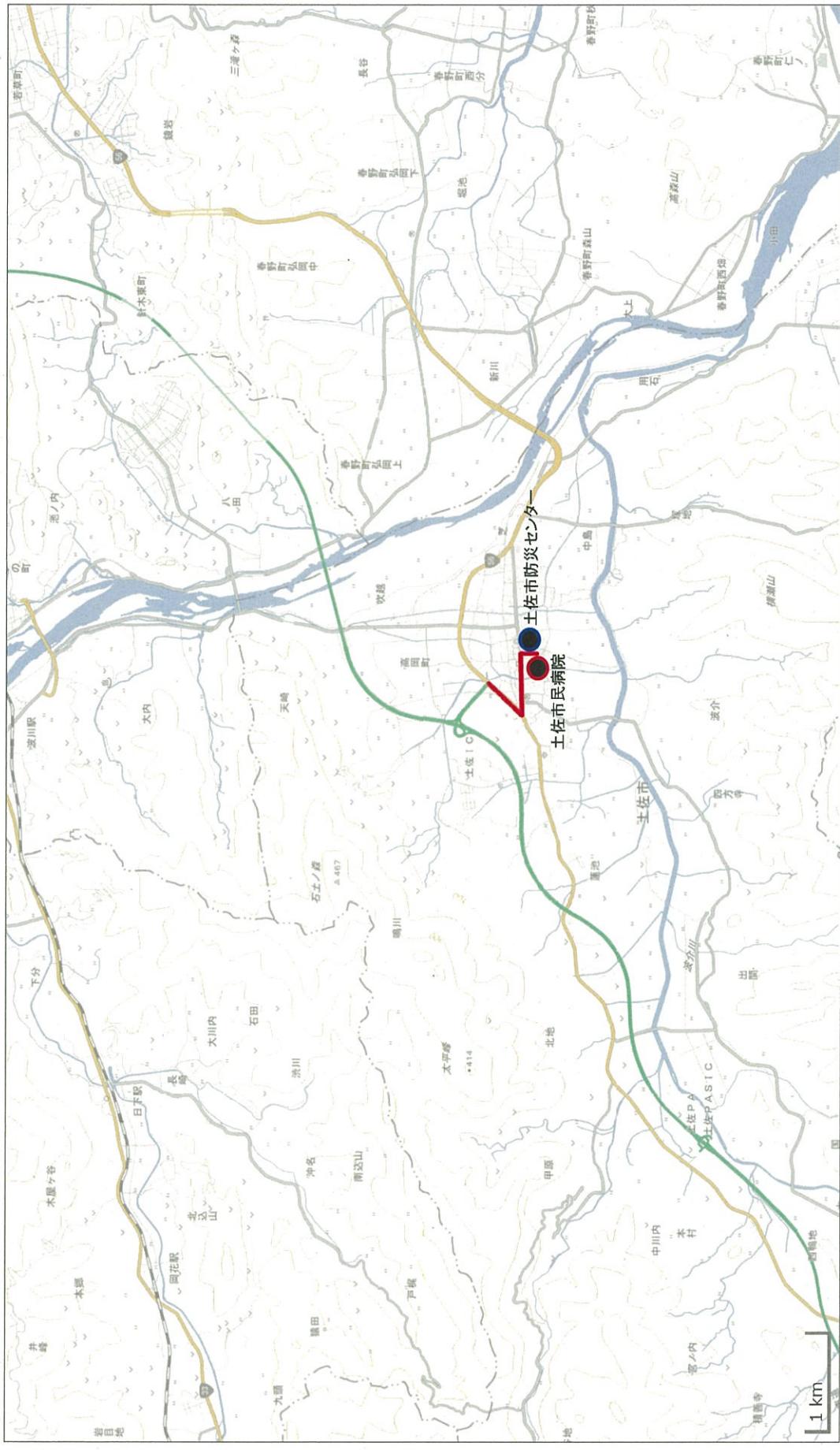
県道302号長者佐川線・佐川町道東町松崎線、
県道298号下山越知線・越知町道中央線・越知町道下川達役場前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。(承認番号 平27情模、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

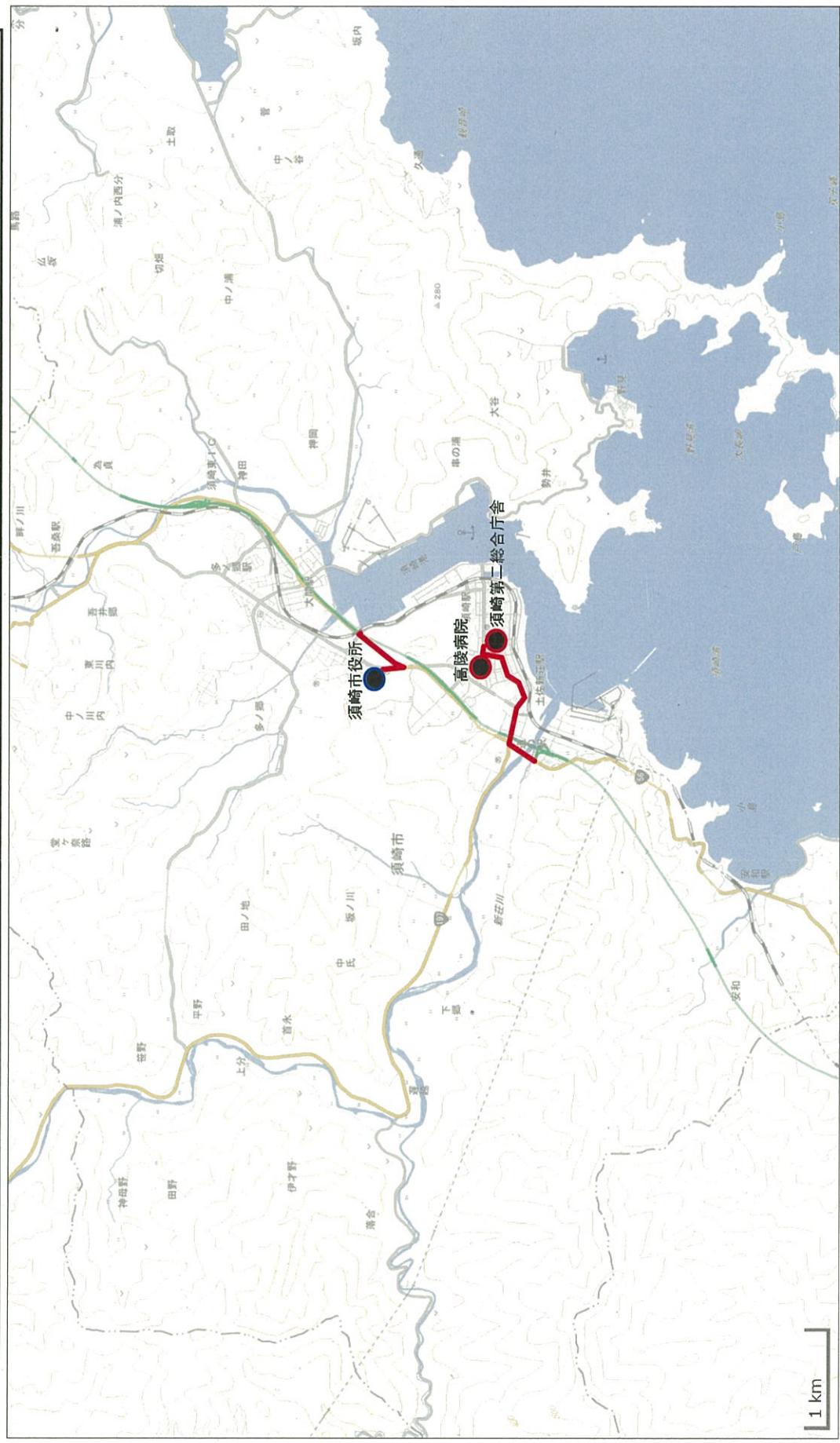
国道56号・県道39号土佐伊野線・土佐市道市民病院前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

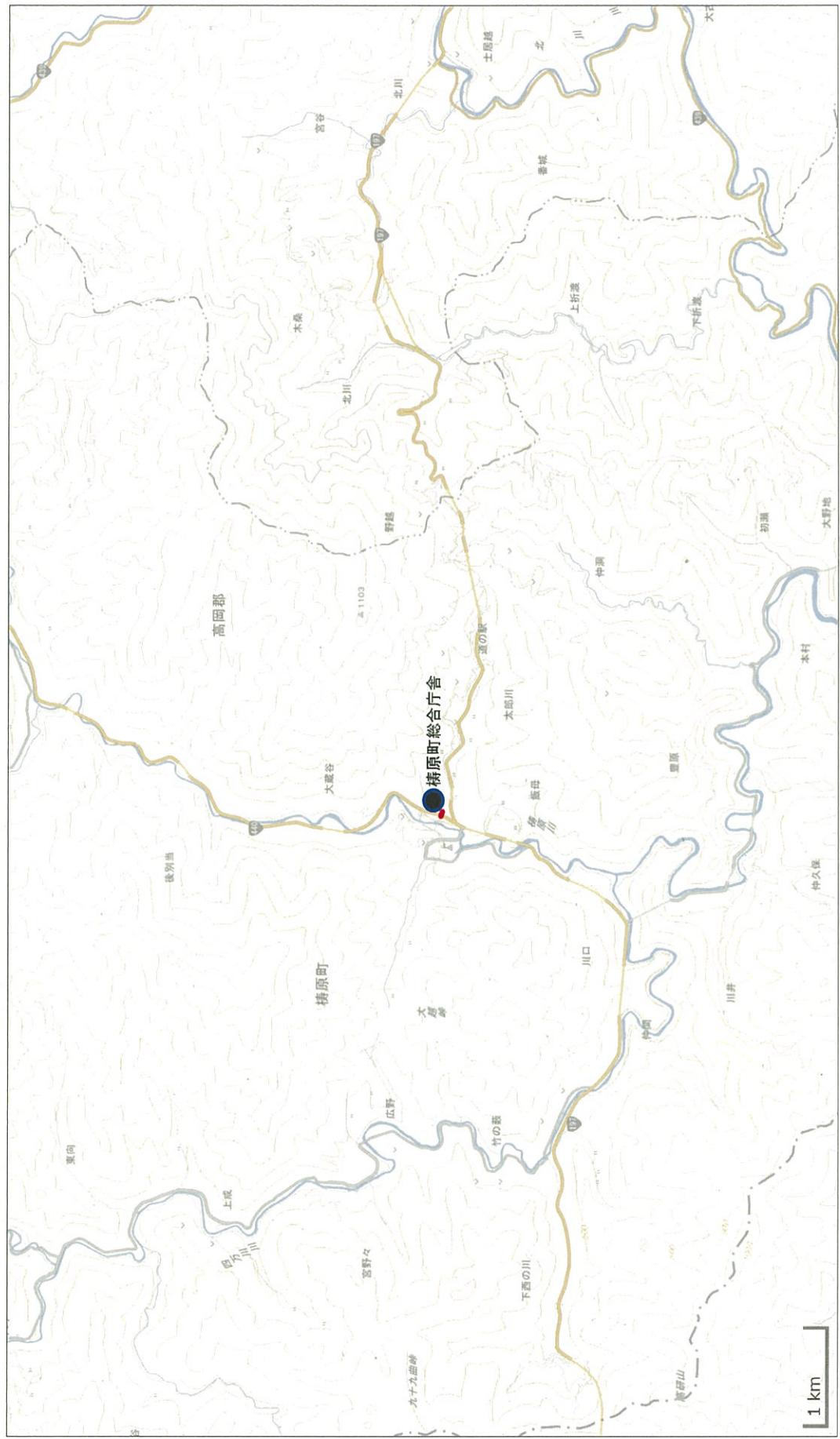
国道56号・県道388吾井郷下分線・国道56号・県道中町1号線・須崎市道横町中町線・県道310号須崎停車場線
須崎市道中町1号線・須崎市道横町中町線・県道388吾井郷下分線・須崎市道310号須崎停車場線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

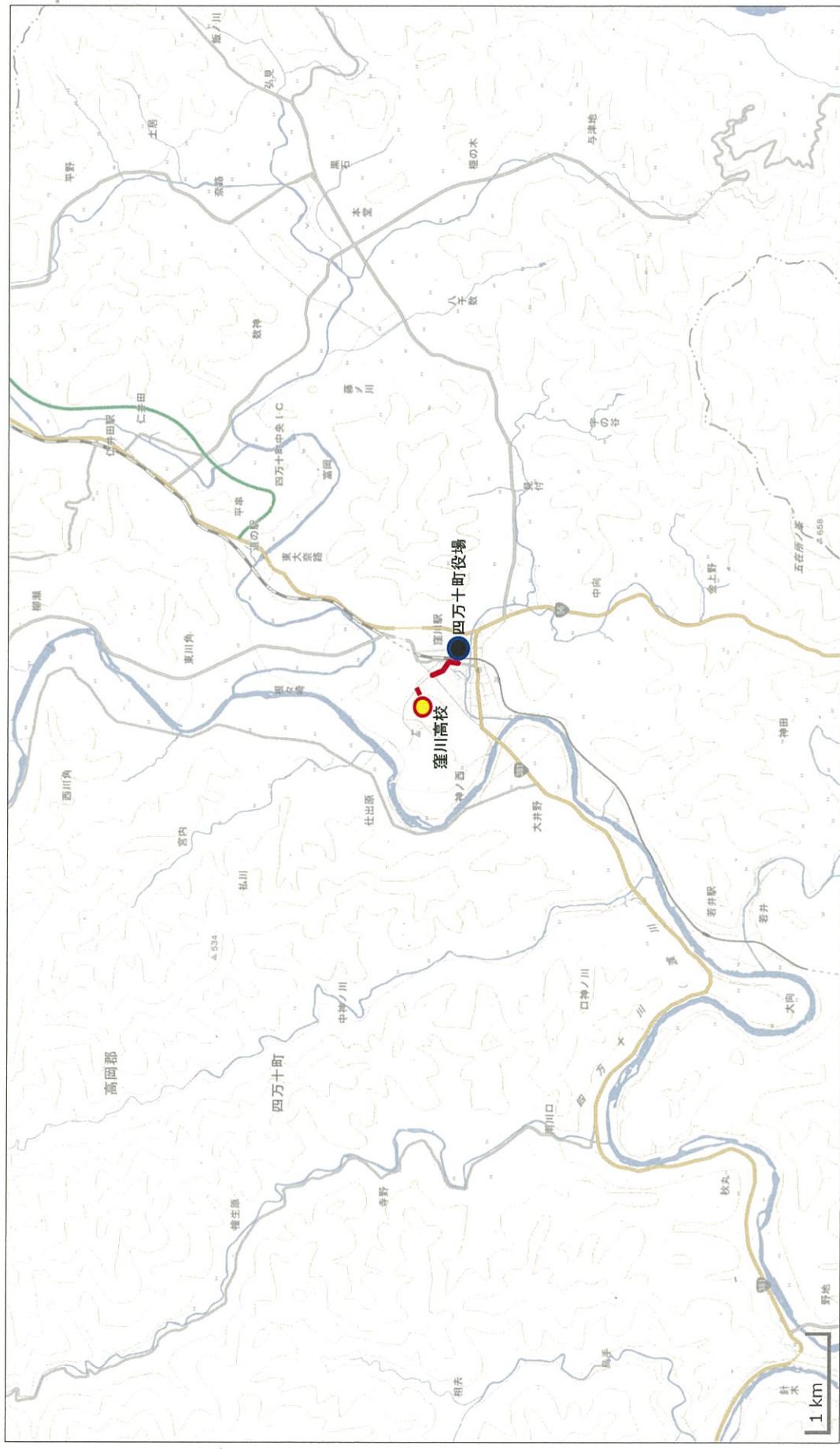
椿原町道町西路線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。(承認番号 平27情機、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

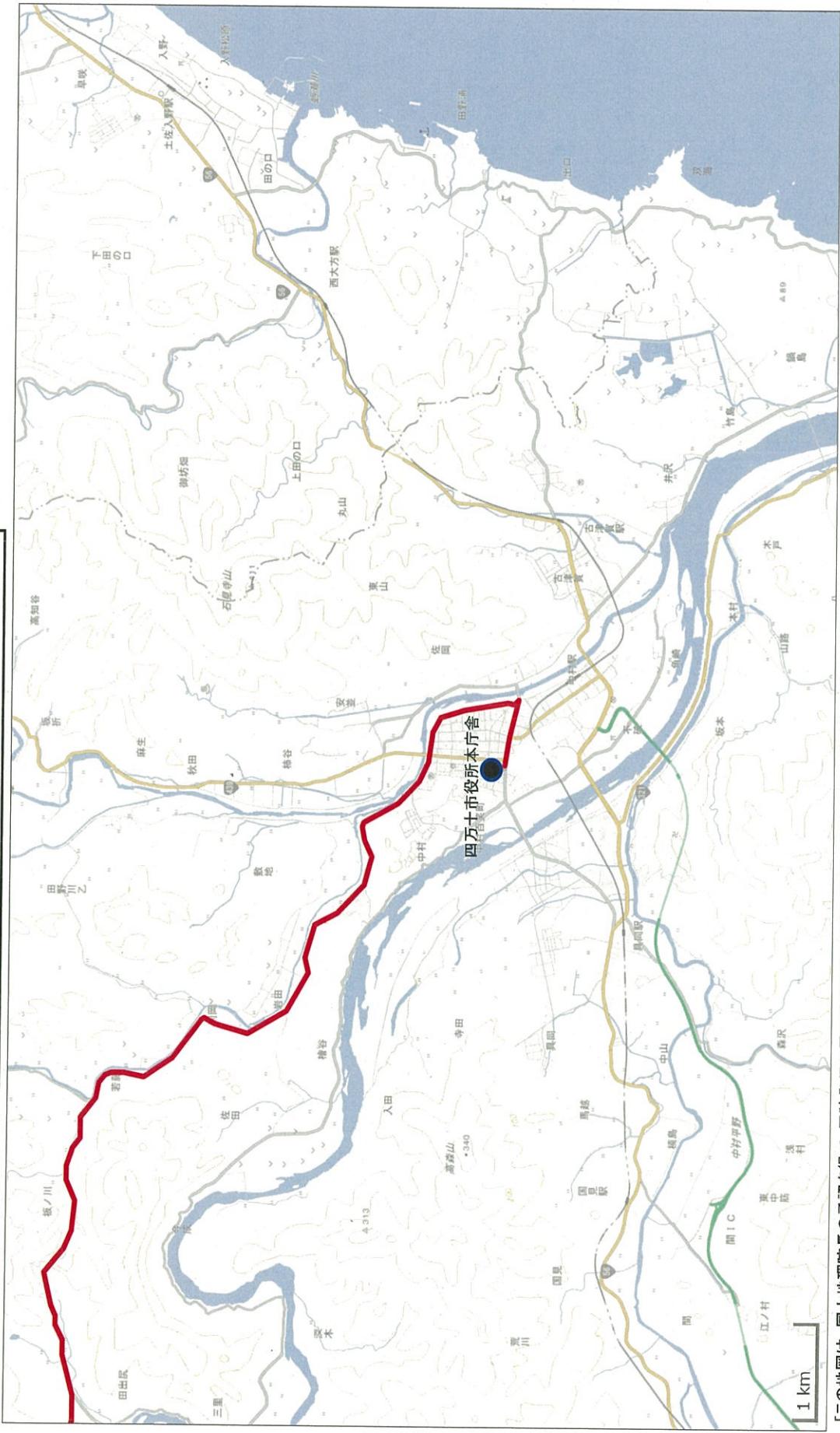
四万十町道宮ノ越線・県道19号窪川松戸線、四万十町道高校線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

国道441号・四十市道堤防廻り線・県道333号安並佐岡線
国道439号・県道330号中村下ノ加江線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

土佐清水市道船場長野線・県道21号土佐清水宿毛線、
土佐清水市道鍵掛灘山線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」」

図2-3

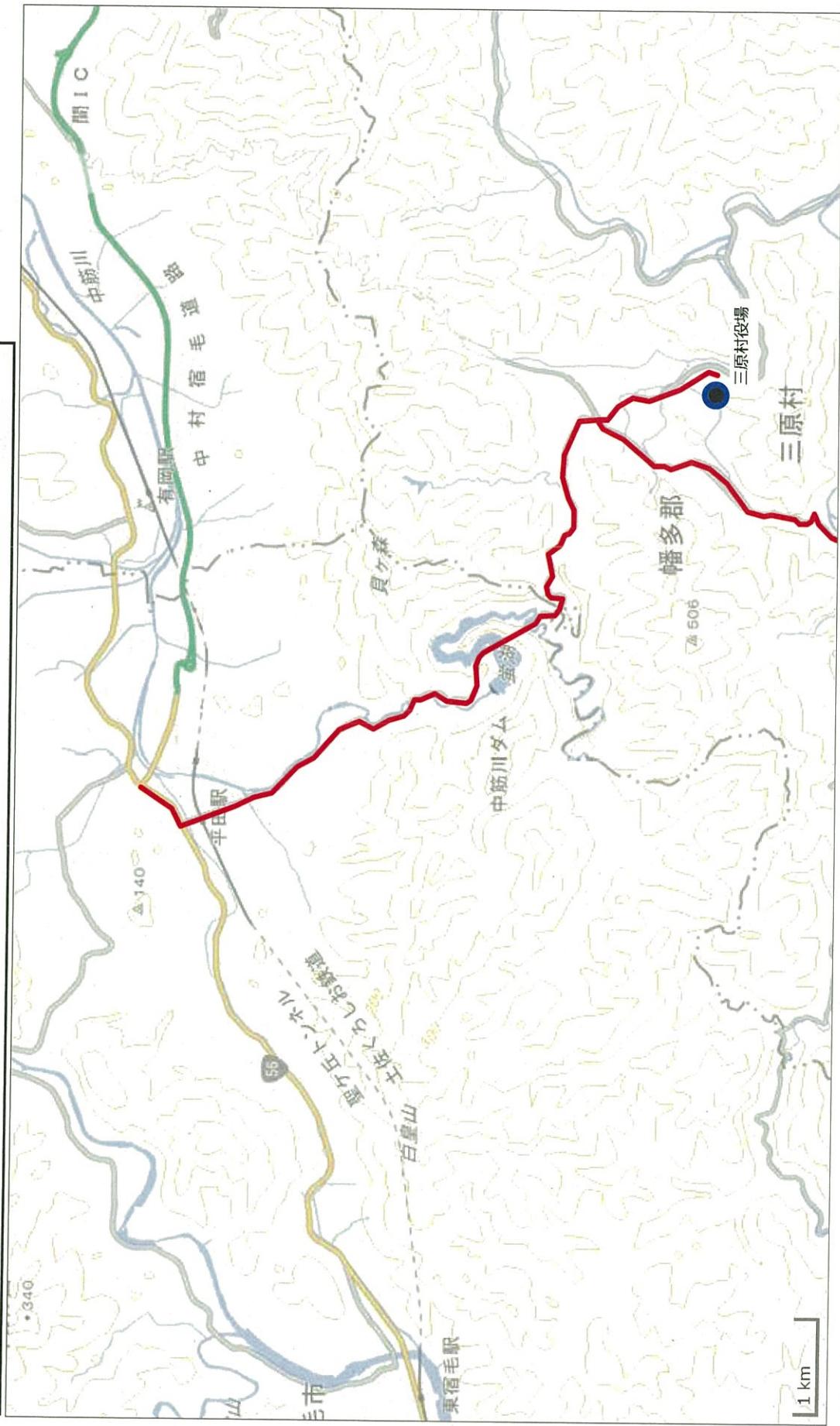
都市計画道路大通線・区画道路5号線・土佐清水市道清水山手1号線、
都市計画道路中央通線・土佐清水市道天神町4号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27清復、第251号）」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3

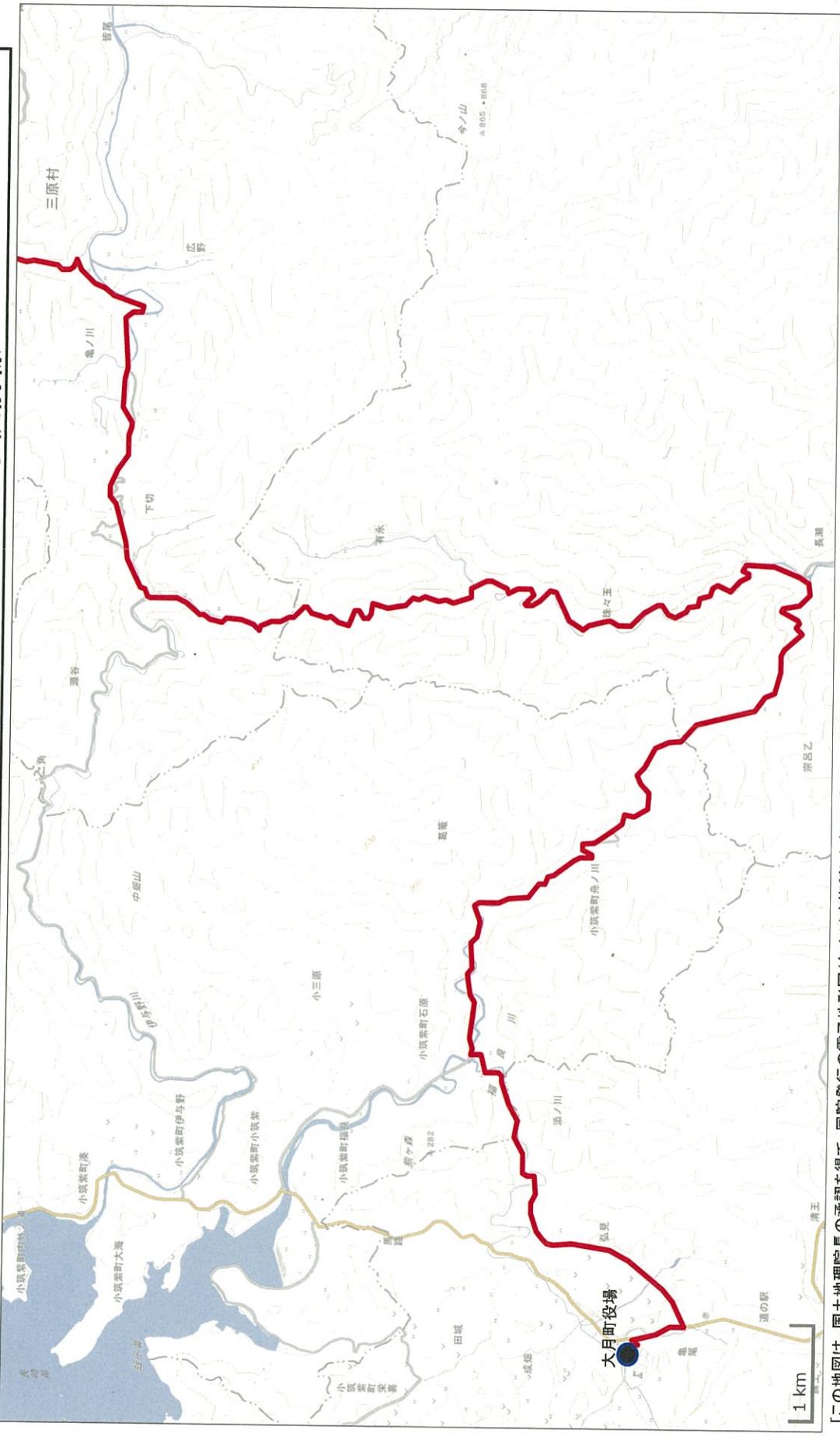
国道56号・県道21号土佐清水宿毛線との交差点・三原村来栖野



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情復、第251号）
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

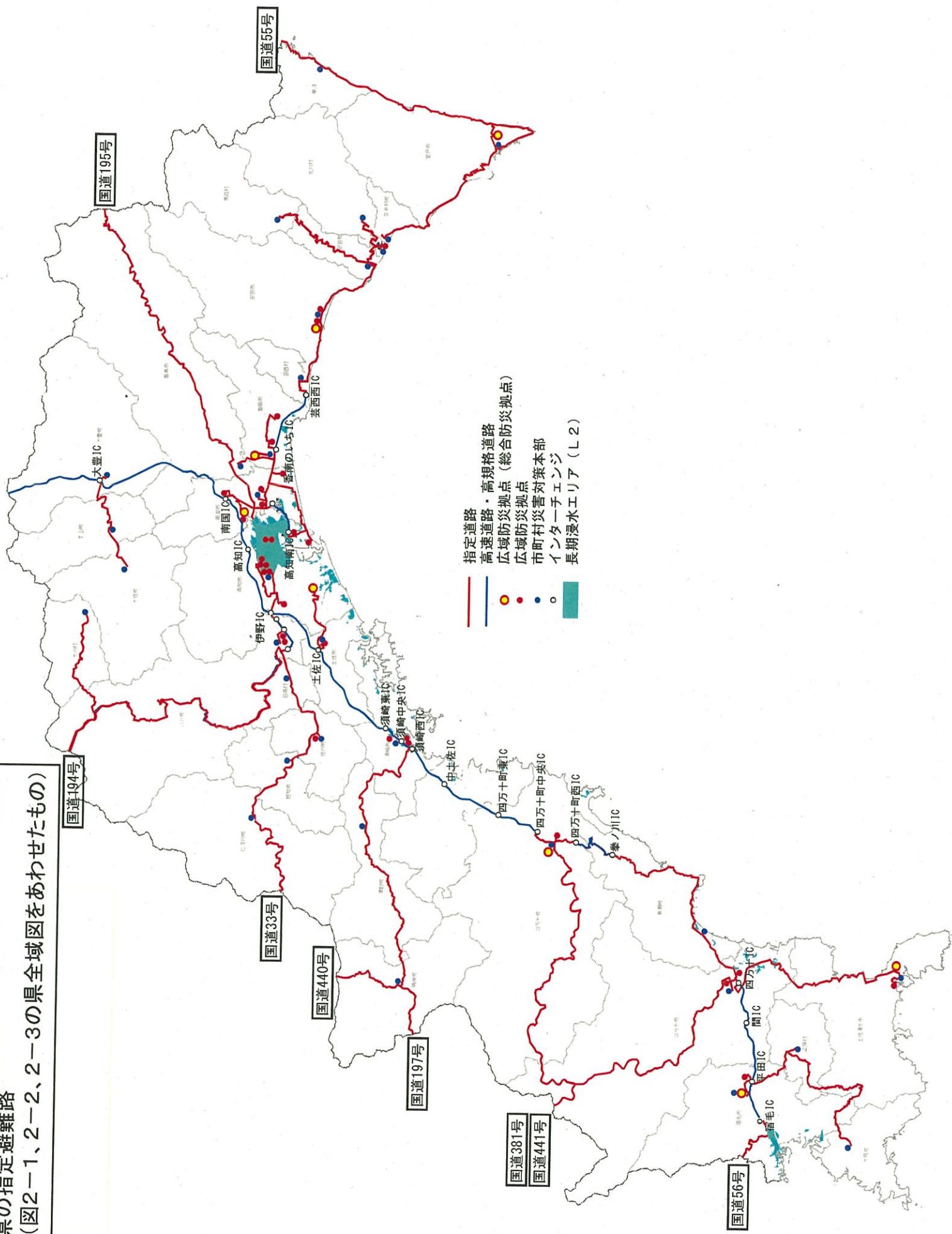
図2-3

県道46号中村宿毛線・県道344号宗呂中村線・県道28号宿毛宗呂下川口線・宿毛市道添ノ川線・
大月町道添ノ川線・農道弘見添ノ川線・国道321号・国道34号・県道弘見中学校前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情権、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

**県の指定避難路
(図2-1、2-2、2-3の県全域図をあわせたもの)**



「建築物の耐震改修促進に関する法律」に基づく
高知県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

平成 21 年 3 月一部改正

平成 27 年 8 月 13 日一部改正

平成 27 年 11 月 24 日一部改正

平成 28 年 2 月 12 日一部改正

平成 28 年 6 月 24 日一部改正

高知県土木部建築指導課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話 (088) 823-9891

FAX (088) 823-4119

ホームページ [http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/
172901/shidou-k-sidou.html](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172901/shidou-k-sidou.html)

Eメール 172901@ken.pref.kochi.lg.jp

※文中において、該当担当部署が明確な場合には、「担当課：○○」のような記載をしています。

※参考文献：「山口県耐震改修促進計画案」、「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み（平成 19 年 2 月改定）」